

令和3年第6回平群町議会

定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	令和3年9月15日																										
招 集 の 場 所	平群町議会議場																										
開 会 （ 開 議 ）	9月15日午前9時0分宣告（第3日）																										
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1 番 岩 崎 真 滋</td> <td>2 番 長 良 俊 一</td> </tr> <tr> <td>3 番 山 本 隆 史</td> <td>4 番 井 戸 太 郎</td> </tr> <tr> <td>5 番 稲 月 敏 子</td> <td>6 番 植 田 い ず み</td> </tr> <tr> <td>7 番 山 口 昌 亮</td> <td>8 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>9 番 山 田 仁 樹</td> <td>1 0 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>1 1 番 下 中 一 郎</td> <td>1 2 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 岩 崎 真 滋	2 番 長 良 俊 一	3 番 山 本 隆 史	4 番 井 戸 太 郎	5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み	7 番 山 口 昌 亮	8 番 森 田 勝	9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 窪 和 子	1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫														
1 番 岩 崎 真 滋	2 番 長 良 俊 一																										
3 番 山 本 隆 史	4 番 井 戸 太 郎																										
5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み																										
7 番 山 口 昌 亮	8 番 森 田 勝																										
9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 窪 和 子																										
1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																										
欠 席 議 員	な し																										
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>岡 弘 明</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>川 西 貴 通</td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>事 業 部 長</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>教 育 部 長</td> <td>巳 波 規 秀</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 長</td> <td>松 本 光 弘</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>浅 井 利 育</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>乾 充 喜</td> </tr> <tr> <td>福 祉 こ ど も 課 長</td> <td>西 岡 勝 三</td> </tr> <tr> <td>経 済 建 設 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 参 事</td> <td>北 川 貴 史</td> </tr> </table>	町 長	西 脇 洋 貴	副 町 長	植 田 充 彦	教 育 長	岡 弘 明	総 務 部 長	川 西 貴 通	住 民 福 祉 部 長	大 浦 孝 夫	事 業 部 長	島 野 千 洋	教 育 部 長	巳 波 規 秀	総 務 防 災 課 長	松 本 光 弘	住 民 生 活 課 長	浅 井 利 育	健 康 保 険 課 長	乾 充 喜	福 祉 こ ど も 課 長	西 岡 勝 三	経 済 建 設 課 長	寺 口 嘉 彦	教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	北 川 貴 史
町 長	西 脇 洋 貴																										
副 町 長	植 田 充 彦																										
教 育 長	岡 弘 明																										
総 務 部 長	川 西 貴 通																										
住 民 福 祉 部 長	大 浦 孝 夫																										
事 業 部 長	島 野 千 洋																										
教 育 部 長	巳 波 規 秀																										
総 務 防 災 課 長	松 本 光 弘																										
住 民 生 活 課 長	浅 井 利 育																										
健 康 保 険 課 長	乾 充 喜																										
福 祉 こ ど も 課 長	西 岡 勝 三																										
経 済 建 設 課 長	寺 口 嘉 彦																										
教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	北 川 貴 史																										
<p>本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名</p>	<table border="0"> <tr> <td>議 会 事 務 局 長</td> <td>西 谷 英 輝</td> </tr> <tr> <td>主 幹</td> <td>高 橋 恭 世</td> </tr> <tr> <td>主 査</td> <td>大 文 字 睦 美</td> </tr> </table>	議 会 事 務 局 長	西 谷 英 輝	主 幹	高 橋 恭 世	主 査	大 文 字 睦 美																				
議 会 事 務 局 長	西 谷 英 輝																										
主 幹	高 橋 恭 世																										
主 査	大 文 字 睦 美																										
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。																										

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
6	1 番	岩崎 真滋	1 ヤングケアラーについて
7	1 2 番	馬本 隆夫	1 矢田山に（仮称）東西線道路を 2 デマンド交通について 3 総合スポーツセンター運営について 4 こども園運営について
8	6 番	植田 いずみ	1 ごみ減量対策について 2 こども園の待機児問題について
9	8 番	森田 勝	1 出生者の減少による小中学校のあるべき姿につ いて 2 農業用水の管理について 3 竜田川を鮎が泳ぎ、蛍が飛び交う川に
1 0	4 番	井戸 太郎	1 新型コロナデルタ株による感染爆発対応につい て 2 大規模太陽光発電事業に関する条例の制定を 3 公共交通の観点も踏まえ、地域別の投票率を調 査し投票所へ行ける様に改善を

令和 3 年 第 6 回 (9 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 3 号)

令和 3 年 9 月 1 5 日 (水)
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

再 開 （午前 9時00分）

○議 長

皆様、おはようございます。連日お疲れさまです。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和3年平群町議会第6回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は10名の議員から提出されており、昨日に5名の議員の一般質問が終わっております。本日は5名の議員の質問を順次許可いたします。

まず、発言番号6番、議席番号1番、岩崎議員の質問を許可いたします。岩崎議員。

○1 番

おはようございます。議席番号1番、発言番号6番、岩崎真滋でございます。ただいま議長から発言の許可が出ましたので、先般通告させていただきましたヤングケアラーについて質問させていただきます。

テレビのニュースや新聞報道等によりますと、今年の3月、厚生労働省と文部科学省は、通学や仕事をしながら家族の介護や世話を日常的に行っている18歳未満の子ども、ヤングケアラーの支援に向けて、福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクトチームを設置し、今年の5月にヤングケアラーの実態把握と支援策を取りまとめました。

中学生は17人に1人、5.7%、高校生は24人に1人、4.1%です。ケースは様々で、精神疾患、依存症の家族のケア、家族の入浴やトイレの介助、障害や病気がある兄弟のケア、目が離せない家族の見守り、大人の代わりに兄弟の世話、障がいや病気がある家族のために働く、病気の家族の代わりに家事をする、がん、難病、精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしているなど、ケアに追われて学業不振や不登校につながるケースや、状況を周囲に話せず孤立することもあり、将来に深刻な影響を及ぼすこともあると言われております。

そこで2点。1点目、町の相談件数や支援策は。2点目、学校での実態把握と対応策は。御答弁よろしくお願いたします。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、岩崎議員の御質問でございますヤングケアラーにつきまして、御質問にお答え申し上げます。

まず、ヤングケアラーの概念といたしましては、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本人が本来、大人が担うような家族の介護をすることで自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どもをヤングケアラーと定義されておるところでございます。

まず、1点目の御質問でございます。相談件数と支援策についてでございます。現在、平群町への直接の相談はございませんが、本年6月に奈良県教育委員会が県内公立中学校第3学年、3年生ですね、及び県内公立高等学校全生徒を対象に実態調査をされ、8月に平群町でヤングケアラーと考えられる生徒が2件あったとの報告がされているところでございます。

ただ、ヤングケアラーは自分自身がヤングケアラーであるとの認識をしていることが少なく、潜在化していることから、学校や教育委員会との情報把握に努めながら対応していくことが必要であると考えております。

また、相談などのあった場合の支援策といたしましては、学校からの情報を共有し、必要に応じて、福祉こども課や教育委員会、小中学校のほか、奈良県中央こども家庭相談センターなどの関係機関で構成をいたします平群町要保護児童対策地域協議会で対応をすることとなっております。

支援方針などについては、具体的に子どもがどのような権利が侵害され、どのような状況に変えていくのかについて、子どもの意向を尊重し、検討する必要があります。家庭に要介護者などがある場合には介護サービスや障害福祉サービスなど、適切な支援につなげていくことも併せて対応するものとしております。

住民福祉部からは以上でございます。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、2点目の学校での実態把握と対応策はについてお答えいたします。

まず、福祉こども課の答弁の中で、県の教育委員会がヤングケアラーの実態調査を行ったと、そのように答弁させていただきましたけども、重複しますけども、教育委員会からも改めてお答えさせていただきます。

奈良県教育委員会におきましては、家族の介護や世話を日常的に行っている子どもや若者、ヤングケアラーについて、公立高校の全生徒と公立中学校3年生を対象に実態調査を実施しております。調査期間は令和3年6月16日から

22日の間でございます。調査方法はオンラインでアンケート方式。対象は高校生約2万2,900人、中学3年生約1万500人でございます。

内容は12項目にわたっております。主なものは「ヤングケアラーという言葉をこれまで聞いたことがあるか」「家庭で家事や家族の世話を日常的に行っているか」「行っている場合、その頻度はどれくらいか」「行っている場合、1日どれくらいの時間か」「そのことできつさを感じているか」などであります。

奈良県ではヤングケアラーと考えられる生徒への対応として、実態調査において「家事や家族の世話を週に3日以上かつ平日3時間以上行っている」と回答した生徒に対して、学校の担任の先生などへの相談経験の有無についてメール送信で尋ねております。その中に平群中学の3年生が2人含まれておりました。

その質問内容は「家事や家族の世話に関し、学校の担任の先生などに相談しているか」「していない場合はその理由は」「ヤングケアラー相談窓口に関心があることがあれば教えてください」などでした。

この内容は県教育委員会が管理し、学校とも共有され、回答の内容次第では必要な福祉サービスが受けられるよう支援するとされ、学校では担任がその状況把握に努めており、学業に支障が出ていないかなど、日々注視しているところであります。

なお、奈良県では、ヤングケアラーと接する機会があると考えられる行政関係者、市町村の福祉部局や教育担当職員を対象に、その実態や支援などを学ぶための研修会を9月6日に実施しており、本町職員1名がオンライン参加しております。また、県が設置しているヤングケアラー相談窓口では、家事や家族の世話などの相談以外に進路や奨学金などの相談もできるとされています。

教育委員会としても、心のケアなど特別な配慮が必要な児童・生徒が増えている中、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの助言を頂きながら、その都度、学校現場、福祉部局や関係機関と連携を取りながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

岩崎議員。

○1番

それでは、再質問させていただきます。御答弁ありがとうございました。

ヤングケアラーは、家事や家族のお世話が多いということで、家庭内で行われるということではなかなか実態把握が難しいと。ケアをしている御本人もなかなかヤングケアラーという認識がなされていないケースもあるということがちょ

っと御答弁の中、あったんですけども、見つからないから何もできないというのも、また一つ、問題かなとも思います。やはり担任の先生が主となるというところで、もう少し具体的な支援策、それと必要な福祉サービスを提供するに当たってどの窓口に行けばいいかとか、一般に広く周知、どのようにするべきか、今の段階での行政のお考えを教えてください。

○議 長

教育部長。

○教育部長

ただいまの再質問でございます。先ほども答弁いたしましたけども、もう少し具体的な支援内容ということでお答えさせていただきます。

ヤングケアラーにつきましては、福祉こども課の答弁にもありましたように、家庭内のデリケートな問題であることから表面化しにくい構造となっていると、そのように言われております。特に学齢期の子どもの場合、最も深刻なのは学業への支障と言われております。特に遅刻、早退、欠席は大きな問題でありまして、これが不登校に発展する場合も考えられます。

学校現場では子どもたちを観察する中で、最近では遅刻や早退が多い、忘れ物が多いとか、目に見えて学習意欲が減退しているなどの児童の変化に気づきやすい場所ですけども、その支援というものは学校だけでできるものではないと考えております。学校がこれまで行っている児童・生徒への支援体制を生かし、適切に福祉機関につなげていかなければならないとそのように考えております。

先ほども答弁いたしましたけども、本町において不登校など特別な配慮が必要な児童が多くなっており、その都度、学校現場や福祉部局、関係機関とも連携しながら対応しているところでございますけども、教育委員会では本年度もスクールカウンセラーに加えて、スクールソーシャルワーカーを派遣していただいております。各学校への定期的な訪問、様々な相談、助言などの支援活動を行っていただいております。

また、従来より取り組んでおりますが、子育て支援センターを中心に学校に行きにくい児童、生徒及び保護者の相談とか学習支援を行っております。学習や進学の一助として実施しているものでございます。今後も引き続き、児童・生徒の心のケアに努めてまいります。

以上でございます。

○議 長

岩崎議員。

○1 番

御答弁ありがとうございます。学業不振、不登校、これは避けなければなら
ないと。スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーと、あと関係機関との連
携というところ、なかなか横のつながりって難しいところもあるのかなと思い
ますが、今後とも引き続き御努力お願いいたします。

私の一般質問は以上です。

○議 長

それでは、岩崎議員の一般質問をこれで終わります。

9時25分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時14分)

再 開 (午前 9時25分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

発言番号7番、議席番号12番、馬本議員の質問を許可いたします。馬本議
員。

○12番

議長の許可を得ましたので、4点について一般質問させていただきます。行
政側におかれましては簡単明瞭な御答弁をよろしくお願いを申し上げます。

まず、1点目、矢田山に(仮称)東西線道路の建設を。

将来の平群町発展がかかっていると言っても過言でない(仮称)東西線道路
建設事業は平群町の事業ではなく、奈良県の事業であります。私は平成6年6
月平群町議会に最初提案してから、17回にわたって一般質問を行ってまいり
ました。

経過といたしましては、平成28年度までは大和郡山市と平群町の共通課題
として県に毎年度要望されてきましたが、平成29年度からは(仮称)東西線
は県北西部に広域的なメリットが期待できることから郡山土木協議会、生駒市、
大和郡山市の2市と生駒郡の平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町が入った協議会
でございます、矢田山丘陵を通す東西線の実現に向けた計画を早期に着手する
ことを統一事項の一つとして奈良県に要望されることになりました。その後も
毎年要望されております。

そこでお聞きをいたします。

1 点目、今年度は7月28日に郡山土木協議会総会が開催されました。開催前の6月11日に郡山土木協議会会長の上田大和郡山市長名で奈良県郡山土木事務所の篠田所長に要望書が提出されておりますが、要望の回答はいかがでしたか。

2 点目、私の昨年の9月議会で一般質問に対し、町長は「(仮称)東西線の道路建設については、町にとっては重要な道路と認識しています」と、「実現に向けて、県庁の関係課及び関係人に要請の努力をしてみたい」と御答弁されました。1年が経過をいたしました。努力経過を御報告をお願いいたします。

大きく2点目、デマンド交通についてであります。

今年の7月21日に公共交通対策特別委員会が開催されました。主に令和2年度、コミュニティバス利用の実績及びイベントの実施報告、予定のデマンドタクシー運行业務についての事業報告などが審議されました。

そこでお聞きいたします。

1 点目、8月2日より利用者登録受付が開始されておりますが、昨日までの登録者数はどのくらいあるでしょうか。

2 点目、前回の特別委員会でも質問しましたが、計画ではタクシーは2台を確保されています。実証運行の3年間中に利用者が増となり、増車要望があっても実証期間中は財源は介護保険料などによって運行されているので、増車は考えていないという行政の御答弁でありました。そこで、デマンドタクシー運行业主は平群町であります。3台目の増車分の経費は町が負担すべきであると思いますが、再度お聞きいたします。

大きく3点目、総合スポーツセンター運営について。

平成8年度に、健康維持、増進並びに心身の健全な育成を図るとともにスポーツの振興、普及に資するために全施設がオープンいたしました。現在の施設管理運営は平群町地域振興センターに指定管理をされております。

私は一昨年の9月議会で、グラウンドを人工芝化すれば大人のコート1面、少年のコート2面のサッカーコートができ、また多目的競技場としても利用できる提案をいたしました。人工芝化の改修工事費約8,800万円。財源内訳としては独立行政法人日本スポーツ振興センターの4,800万円と平群町地域振興センターの4,000万。財源内訳はそういう内訳であって地域振興センターが予算化されることであり、町は財政上の負担はありません。

改修されればスポーツ誘客の有効性、来訪者によるついで観光客の数の拡大、利用者増による委託料の削減効果のメリットがあります。財政難の本町にとって財政負担のない公共施設の付加価値アップの事業であります。平群町は財団法人が行う投資事業を応援すべきと思います。

また、一昨年には、教育委員会は人工芝化については賛成なのか反対なのかを質問したところ、「町民体育大会開催時に懸念される問題、プール開催時の駐車場問題、利用されている各種団体との問題、スパイク使用の制限問題などを詰め切れていないので、今後、問題解決に努力してまいります。また、人工芝化については、教育委員会は問題がクリアされれば賛成であります」との回答がされてから1年経過いたしましたので、昨年の9月議会に再度、現在の進捗状況と今後の取組についての質問に対し、町の回答は「昨年の9月以降、町内の主要スポーツ団体である平群町体育協会と総合型スポーツクラブくまがしクラブに人工芝化の意見聴取を行いました」と、「両団体は異論ないが、多目的グラウンドであることを再度認識し、現在使用している競技団体が使用制限されることのないようにしてほしい。また、料金設定についても高額にならないようななどの意見がありました」と、「町は、既に人工芝化をしている自治体や県のスポーツ振興課へ聞き取りを行った結果、財源の確保など、今後の検討しなければならない事項が見えてまいりました。教育委員会としては、昨年の9月決算審査特別委員会で、議員が質問されたウオーターパークに対し、今後の方向性と併せて総合的に検討を行っていきたい」との御答弁を頂きました。それでしばらくの時間を頂きたいとの回答でありました。

そこでお聞きをいたします。

1点目、グラウンド人工芝化事業費の財源、また、いつもなら新たな指定管理者を9月議会に上程されますが、今議会に上程されておらないのはなぜですか。

2点目、教育委員会がホームページなどで、平群町ウオーターパークについては開場以来27年が経過し、老朽化をしていますので、今後、施設の利活用については住民の方々の意見を募集されました。どのような意見がありましたか。また、廃止との方針となっており、跡地利用についての方針はいかがですか。

4点目、こども園運営について。

認定こども園は、乳幼児期を生涯にわたる人格形成の基礎が培われる大切な時期と捉え、幼稚園、保育所の枠を超え、一人一人に生きる力を保障する教育、保育のさらなる充実を目指したはなさとこども園とゆめさとこども園が現在運営をされております。西脇町長は「子育てしやすい、したくなるまちづくり」の一つとして待機児童ゼロを基本としたこども園運営を公約されております。

7月1日現在、2園の定数に対し、クラス配置数では、まず、はなさとこども園は定数130人に対し、129人、99.2%。ゆめさとこども園は定数267人に対し、230人、86.1%であります。また、8月1日現在の待

機児童者数はゼロ歳児が4人、1歳児が6人、2歳児が1人、合計で11人となっています。

そこでお聞きをいたします。

1点目、令和3年度入園案内書には、各年齢定員数が明示されております。7月1日現在と比較すれば、はなさとこども園ではゼロ歳児が12人に対し9人、1歳児が20人に対し20人、2歳児が23人に対し24人、3歳児が25人に対し26人、4歳児は25人に対して24人、5歳児は25人に対して26人の定員で、130人に対し総園児数は129人のうち、特別支援園児7名もその中に含まれております。また、ゆめさとこども園ではゼロ歳児10人に対しゼロ人、1歳児20人に対し20人、2歳児20人に対して34人、3歳児39人に対し51人、4歳児55人に対し54人、5歳児55人に対し71人、定数267に対して、先ほど言いましたように、総園児数は230人。そのうち特別支援園児19人が含まれております。入園案内書ではゆめさとこども園のゼロ歳児定員数は10人であるのに、なぜゼロ人なんですか。

2点目、現在、産休・育休の保育教諭は7名と聞いていますが、全て来年度復帰すれば待機児童は解消されますか。

3点目、現在の保育教諭正職公募の年齢制限は35歳までとなっていますが、公募の雇用年齢制限を45歳まで上げるべきだと思いますが。

4点目、職員配置において、1クラス1人制は保育教諭の自由ができないなどの関係で複数担任制となっていることは理解はできますが、クラスによっては偏った職員配置ではないですか。

5点目、令和4年度は待機児童ゼロを基本としたこども園運営の実現施策をお示しく下さい。

以上、大きく4点について、よろしく御回答をお願いいたします。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、1点目、郡山土木協議会総会で（仮称）東西線建設の県の回答に対し、町の見解はについてお答えいたします。

郡山土木協議会共通の要望事項の一つとして「矢田丘陵を通す（仮称）東西線の実現に向けた計画に早期に着手すること」を令和3年6月11日付で、（仮称）東西線建設を含む要望書を奈良県郡山土木事務所に提出いたしました。令和3年の7月28日に開催されました郡山土木協議会総会で、新型コロナウイルスの感染症対策により開催時間の制約もあり、直接奈良県から回答を聞くことができませんでしたが、令和3年8月30日に郡山土木事務所所長が来町さ

れ、本町における令和3年度の県事業について説明を受ける機会がありました。

その場で（仮称）東西線について、様々な事業効果や広域的なメリットが期待できることなどを説明し、ぜひ奈良県においては前向きに検討していただくよう強く要望いたしました。奈良県は、（仮称）東西線建設のような大規模な新規道路の事業化については、効果検証や奈良県道路整備基本計画に位置づけるなど、ハードルが非常に高い事業であるとの回答でありました。

（仮称）東西線建設は本町にとって非常に重要な案件であるため、今後も引き続き、郡山土木協議会を通じ、2市4町が協力して事業化に向けた粘り強い要望活動を行ってまいりたいと考えております。

2点目の（仮称）東西線の道路建設実現に向けて、1年間の努力経過の報告についてお答えします。

新型コロナの影響で行動が制限されたこともあり、多くの会議等が中止や延期となっている状況の中で思ったような事業化のための要請は実施できていませんが、今後も実現に向けた努力をしてまいりたいと考えます。

以上、答弁とします。

○議長

馬本議員。

○12番

いろいろ御努力ありがとうございます。確かに、1点目の答弁についてはね、この事業は非常にハードルが高い奈良県の事業であるということは認識してまします。しかし、平群町にとってはね、将来の平群町がかかっているということはもう僕は、これは僕自身、皆さんも御存じと、認識されておると思いますが、それだけ重要な道路であるということは思いますので、私は1年に一遍必ず質問をさせていただいてるわけでございます。けれども、島野部長のほうから、こうこうして努力していくと、粘り強く努力していくと、2市4町も一緒になっていきますよという、力強いお言葉頂きました。ひとつ、この点についてはよろしくお願ひしたいなと思います。

次、2点目。コロナ関係で事業でいろんなことができへんかったということをおっしゃったわけやけど、ここで僕は町長に一つ聞きたいねけど、僕、質問したいのは町長はどのような努力を、経過を教えてくださいということで質問しましたので、町長、御答弁願えますか。

○議長

町長。

○町長

それでは、馬本議員の質問にお答えさせていただきます。

東西線建設については、本町にとって本当に重要な課題であるというふうに認識しております。コロナ禍でありますけども、建設実現に向けて要望活動等を努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

馬本議員。

○12番

町長もそういうふうに認識していただいて、2市4町も認識していただくということで、町長、平群町が一番基本となるところでございますので、より一層の御努力をお願いいたします。この件についてはこれで結構でございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、馬本議員の大きな2点目、デマンド交通についての御質問にお答えさせていただきます。大きく2点、御質問を頂いております。

まず1点目、昨日までの利用者登録数は幾らかということでございまして、昨日9月14日現在で370人となっておりますところでございます。

それから、二つ目の質問でございます。タクシーの運行の台数についての御質問ということでございます。これにつきましては、3年間の実証運行期間中はデマンドタクシー車両2台とし、検証期間として実施をします。増車並びに運行経費につきましては、検証期間中に地域公共交通会議、また本事業の財源でもあります介護保険料、介護保険制度について協議されます介護保険運営協議会等に利用状況などをお示しした上でお諮りしてまいりたいと考えております。また、実証運行の検証を踏まえて、本格運行時での運行形態について、決定してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

1点目は、370人、昨日まで登録があったということでございます。非常に僕自身は喜んでます。というのは、三郷町もいろいろ調べますと、当初いろいろあって、そんなになかって、皆、利用がこれはいいいねということで、続いて登録される方が次々たくさんおいでになったという経過も聞いてます。

そこで、今度、当初の計画が1,300人の登録者を見込んでおるということで、現在登録者数と比べてどのような見解をお持ちかということに御答弁を

お願いしたいなと思います。

それと、2点目については、介護保険運営協議会とか、それと地域公共交通会議のいろいろ関係あるので、この3年間は非常に難しいという認識でおっしゃったと思いますけども、それはそれとしてね、町長に分かっていただきたいんですけども、この事業主体は平群町であるということだけ認識していただきたいなと思います。その点、再度お願いいたします。

○議長

総務部長。

○総務部長

利用者登録の人数の今370に対しまして、今後の見込みというか御見解ということでございます。

これにつきましては、令和2年度におきましてデマンドタクシー導入に向けて、約7,200人にアンケート調査を実施したところ、約1,500人の回答があり、導入に当たりまして利用希望の回答を基に推計した結果、約1,300人と見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

申し訳ございません。答弁漏れてました。

平群町の事業ということで、もちろん、もともと町の事業でやるというのが基本だと思っておりますけども、いろいろ財源の関係もありまして、精査した中での今の実施と思っておりますので、基本的には平群町の事業だというふうに考えております。

○議長

馬本議員。

○12番

1点目、1,300人、一応計画されてますから、その目標に向かって、いろんな広報使いながら、また利用者もいろいろ、10月1日以降利用されますんで、それに対していろんな御意見も聞きながら1,300人に向かって、登録に向かって努力をお願いしたいと思います。

それと、この事業は平群町の事業ということを再度認識していただいたということで、それはそれで一番大事なことと思います。お金は要するに介護保険のほうから運営のお金と、それと県のほうからと3年間、運営のお金を出していただいているわけですが、それ以降はありませんのでね、そういうこ

とも兼ねて平群町の認識ですよと、4年目は平群町で運営してくださいよということも兼ねて、事業主は平群町ですよという認識の下でお尋ねしたということだけを御理解ください。

それと、今後、高齢者福祉の政策の一助としてね、高齢者の方に拡充していただくことを祈念しておりますが、この10月1日にこの平群町のところの役場のほうで出発式されるという案内頂きました。僕自身楽しみにしております。今後、登録者一人でも多く増えることを御祈念して、この質問についてはこれで結構でございます。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、馬本議員御質問の3項目めの総合スポーツセンター運営についてお答えいたします。

まず、1点目の人工芝化と指定管理者についてですが、現在は令和4年度以降の体育施設指定管理者を選定中であり、指定管理者が決定後、協議をしたいと考えております。

次に、2点目のウオーターパーク問題についてですが、平群町ウオーターパークの方向性につきましては、令和3年2月5日開催の全員協議会におきまして、ウオーターパークは開場以来27年が経過し、ポンプ類、プール槽、ウオーターライダー、防滑シートなどのリニューアル時期にきていますが、利用者が減少傾向である中、多額のリニューアル費用の負担を考慮する中で、ウオーターパークの廃止を行い、施設の利活用について検討を行いたいと考えていますと説明させていただいたところでございます。

また、令和3年7月号広報及びホームページ、これは令和3年の7月1日から7月31日ですが、そこで意見募集を行ったところであります。主な意見としては、施設の現状については、プールの老朽化がよく分かった、跡地利用については、現状のプールの形を利用して釣堀とかバーベキュー場、キャンプ場などの意見がございました。ほかに存続してほしいとの意見もあったところでございます。

跡地利用につきましては、廃止が決定した段階で、住民の皆様から御提案いただいた内容も含め、検討に入りたいと考えております。一定の方向性が出た段階で議会にも報告させていただく予定であります。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○ 1 2 番

再質問で1点目についてはね、指定管理は今まだ決定してないと、協議中ということで御答弁いただいた。4年前やったら9月議会に上程されたわけですが、選定中ということはこれ、公募されようと思うてる、もしくは非公募で議論されているのか。その点について御答弁をお願いしたい。

次、2点目については、今後この件についてはね、生駒市との協定がございませぬん、プール関係ね。ありますので、早急に方向性を出していただきたいというふうに思います。この点、よろしくをお願いしたい。

1点目だけお願いします。

○ 議 長

教育部長。

○ 教育部長

それでは、1点目の再質問にお答えをさせていただきます。

今、議員が述べていただきましたとおり、指定管理者の指定議案につきましては、前回とかの例でいえば前年の9月議会ですね、9月議会において選定に関する議案を上程しておりますけども、今回は選定事務が遅れておりまして、12月議会に上程する予定をしております。

公募、非公募に関しましては、非公募で選定したいとそのように考えております。

以上でございます。

○ 議 長

馬本議員。

○ 1 2 番

指定管理者を非公募で行うという、内部の今、協議中ということをおっしゃいました。上程されるまで所管委員会、議会のほうですね、そこでいろいろ協議をするべきもんだと思いますので、よろしく願いいたします。この件についてはこれで結構でございます。

○ 議 長

教育部長。

○ 教育部長

続きまして、馬本議員御質問の4項目め、こども園の運営についてお答えいたします。

1点目の入園案内書との違いはについてですが、職員のクラス配置につきましては、5歳児、4歳児、3歳児、2歳児、1歳児、特別支援児の順に配置を行っております、結果としてゼロ歳児に対して職員配置ができなかったのが

原因でございます。保育教諭が不足しているのが実情であります。

2点目の育休中の保育教諭が復職すれば待機児童は解消されるのかについてですが、これは次年度以降の入園希望者の状況にもよりますが、来年度には4名の保育教諭が育児休業から復帰する見込みであります。その復帰する4名の保育教諭とその育児休業代替の任期付職員に引き続き勤務していただくことで待機児童は解消する見込みであります。しかし、我々が試算しております入園希望者を大きく上回った場合については待機児童が出る可能性も否定できないものでございます。

3点目の件については、人事担当部署よりお答えいたします。

続いて、4点目の偏った職員配置ではないのかについてですが、これも1点目の御質問でお答えしたとおり、各園とも5歳児から順に職員配置を行っておりまして、結果として、ゆめさとこども園で保育教諭不足によってゼロ歳児に対して職員配置ができず、クラス編成ができなかったのが原因でございます。

5点目の待機児童ゼロへの実現施策はについてのお尋ねでございます。これも次年度の入園希望者の状況によりますけども、令和4年度の子ども園の入園に関しましては、希望者全員が入園できるよう、現在の任期付職員、また会計年度任用職員の保育教諭に対しまして、来年度以降の勤務に対する意向調査も含め、引き続き関係課が連携し、保育教諭の確保に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

質問の3点目でございます。採用年齢についての御質問について答弁させていただきます。

これにつきましては、全国的に今、保育士不足であるという状況下で潜在的保育士の発掘は重要であるというふうに考えております。そこで、資格を持ちながら様々な理由で一旦職を離れられた保育教諭の職場復帰する機会を与えるとともに、培った経験を生かしていただき、本町の子どもたちの子育てを支援いただくという意味でも採用年齢の引上げについては非常に有意義であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○ 1 2 番

1 番目の答弁に対して、1 番と 4 番はよく似た回答になると思いますねけど、ね、偏ったということで、クラス配置ができ得ないということで、結局、結論的には保育士が確保できなかったということが結論という認識でとってますけども、僕はそういうことでまずええのかなと。そうならば、そうならばですよ、令和 3 年度の保育士が確保できていないのに入園案内でゼロ歳児の定数が記載されておるわけや。ということは、保護者をばかにしたような案内書じゃないんですかと。

今おっしゃったように、来年 4 人、産休・育休で復帰されると。正職員の方ね。あとは会計年度の職員とか、また任期付という対応でしたいと、こういうことを今おっしゃったんで、ある程度解消されるという。結局は確実はないわけや。待機児童ゼロということは言えないという答えになってくるわけや。そういうことになってくるわけやから、後で僕は提案、一つしますけども、そういうことになればね、入所案内書に書いてるゼロ歳児何人というのは、はなさと、ゆめさとの定数に対してフォローできないということになればね、保護者は一生懸命、何とか仕事したい、パート行きたい、そういう保護者がいてはる中で、何とかこの子どもを預かっていただきたい、ゼロ歳児を預かっていただきたいとかそういう方に対してばかにした案内書ではないかなというふうに私は認識しています。

それと 2 点目については、先ほど待機児童が、今度、産休・育休から 4 名帰ってきはるから見込みということをお答弁した。これは見込みであって確定ではないわけや。

次、3 点目、採用についてはね、川西総務部長は、採用年齢の引上げ、非常に有意義なという御答弁いただきました。幅広い年齢層の採用については理解をしてみたいなというふうに思います。今後ひとつ、採用については適用していただくようによろしくお願いを申し上げます。

4 点目については、先ほどの 1 点目とよく似た御答弁で、それはそれでまた後で言います。

それと、今度 5 点目について、令和 4 年度に向け、保育教諭の確保に全力を挙げて取り組んでまいりますというような御答弁、今いただきましたけどね、そこでお聞きします。例えば今年、今年度でっせ、いつ頃、正職の保育教諭を募集を御予定されてますか。まず、それについてお答えください。

○ 議 長

総務部長。

○ 総務部長

今、再質問いただきました正規職員の採用ということでございます。現在のところですね、来年度の保育教諭の採用については予定していないという状況でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

教育委員会、これ、配置しはるんやけど、教育委員会はそれでいけんの。今年募集してなかってね、採用せんでも来年度はいけますかということをもまず聞きたいんやけど。待機児童ゼロでやっていけますかということをも。

○議長

教育部長。

○教育部長

待機児童の件でございます。先ほど議員からの再質問にございましたように、ゆめさとこども園ですね、入園案内書のほうに定員10名と記載されておりますけども、保育教諭が確保できないということでゼロ歳児のクラス編成ができていない、これは先ほども申したところでございます。

教育委員会としましてはですね、やはりできる限りですね、できる限りといいますか、こども園に入園を希望される保護者の方全ての思いに応えていきたいというのが、これは常々思っているところでございます。ただですね、保育教諭の確保については以前にも申し上げてましたとおり、相当困難な部分もございます。なかなか応募条件がミスマッチして合わないというような場合もございます。ただ、そういうような状況もございますけどもですね、引き続きですね、保育教諭の確保に向けて最大限の努力を行って待機児童ゼロに向けて頑張りたいと思います。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

今、部長と僕と合わんのは、部長は会計年度任用職員さん、それとか任期付の職員さん、再任用の職員さんに対応して、それは対処していくと、こういうふうにな、答弁はしてございましたけども、僕は正規職員さんを雇用されたらどうですかという、この違い。

それについてね、ちょっと聞いてくださいね。僕の個人的な話ですけども、今ね、そこでも分かるように、平群町の正規職員ね、8月現在ですよ、23人いてはるわけよ、23人。今、稼働してる分ですよ、稼働してる分。勘違いし

やんでね、稼働してる分、23人。任期付、再任用、これ、7人おいでになる。会計年度任用職員約20人、合計で50人。これ、2園を50人で運営してはるわけや。8月現在ですよ、今、今年度でっせ、そこで7人が正職員が産休・育休してはんねん。ということはね、正職員が30人いたはんねん、30人。僕の計算でいくと、あと5人正職員雇いはったらどうですかと、こういうふうになる、僕の提案は。それで約60%に、そこそなんねん。あとは会計年度とか任期付とか、それから再任用の方を雇用されたらどうですか。

というのはね、何でこんなこと言うというたらね、これ、町長聞いててな、公営と私立の違い、公営と私立。私立というのは社会福祉法人とか学校法人、民間企業とか経営されてるわけや。公立、直営というのは平群町行政がこれ、運営してるわけやろ。営利を追求しないが基本的なもんやと私は思うてんで。行政というのはそうやん。住民のやっぱり公共福祉に寄与しはんのが原点。

となればね、まだ職員さんに余裕の持った、余裕の持った対応の職員を平群町は置いとかなあかんと思う。なぜならば一時保育、それから預かり保育とかあるやろ。一時保育はゆめさとやけど、預かり保育は両園でやったはるやん。いつ「お願いします」と来られるか分からん。それと、特別支援児さんも、この支援児さんは2対1でしょう、一応。基本的に2人に対してお一人の教諭が必要やろ。ほな、それ皆、それが行政直営の僕はいいとこと思う。にもかかわらずね、待機児童出すということはこんなんナンセンスや。僕に言わせたら待機児童出すのはナンセンス。いつでも来てください、子どもさん、6か月過ぎて、はい、預かりますよと、ぐらゐの余裕ある職員配置を僕はしていかなあかんと思う。それが少子化対策や、ほんまの。よそにない、これが平群町のカラーやというふうなことはやっぱり持たんなあかん。

そやから正職員、あと5人雇用することによって35人。何でってね、最大が決まってるわけやん。最大決まってるというのは何が決まってるというたら、基本的にうちのはなさとは130人、こっちが267人、もう定数決まってる。それ以上はもう受けられへん。けれども、先生は今はそれ、90%とか80何%もあんのやで、99%もあんのやで。けれどもね、いつでもお越しになっても、保護者から申込みがあっても先生が待機してかなあかん。それ、待機ちゃうんやで。先生は皆、仕事してくれはんのやで。そやろ。1人制のクラスはあかんねやろ。これ、要するに自分自身の、その先生はね、やっぱりこんなん失礼やけど、おトイレ行ったりとかそやろ、そのためには複数の担任でなかったらあかんのやろ。そういうことを決まってるんねやんか。

そのためにもね、これ、大事なことやねけどな、町長、これ。これ、次、これはね、もう政策ですわ、町長。これはもう政策的なもんですよ、町長。町長

が「子育てしやすい、したくなるまちづくり」の一つとして、町長は待機児童ゼロを基本として公約にされてるわけや。けれどもね、町長、ここで言うときますよ。町長自身がね、この公約というのは住民とのこれは約束事やからね。これ、大事なことや。けれども、町長の公約達成がね、町長、任期は4年あんな。4年。残り15か月ほどあんな。町長、どうでっか。達成しましょうな。子どものために、園児のために、乳幼児のためにも、そのためにもよそがしてないこども園というのはつくったんやろ。保育と教育を併合した施設をつくらあったんちゃうの。立派なこっちゃ。そこに保育教諭がおれへんてこんなばかげたことないよ。まだ町長、15か月ありますよ。町長、責めてんちゃうんやで、町長。町長の公約を達成しましょうとこう言うてんねん。

その点、これ、それ、だから町長、御答弁願える。何でてね、35人を正職員にしてたらね、あと会計年度とか任期付、それと再任用の方でフォローでけんねん。今、逆や。そこで確保しましょうよ。今30人正職員おいでになりますので。今、産休・育休言うてはるけども、産休・育休の代行は任期付職員、それと再任用の職員が対応してはるやろ。あとは時間給は全部会計年度任用職員やろ。ちゃうの。町長、どうでっか。僕、言うてる提案どないでんねん。達成しましょう。住民のための公約、達成しましょうよ、ご互いに。そのとこへお金投資しましょうよ。将来の子どものためやん。平群のためや。これほど何せ、大事なことでっせ、町長。施設があっても先生がおれへんから稼働しないって、こんなあほなことはあれへんで。ましてや、それ公立やで、町長。私立ちゃうよ。町長、どうでっか。

○議長

町長。

○町長

それでは馬本議員の質問にお答えさせていただきます。

本当に貴重な提案を頂き、本当にありがとうございます。確かに私の公約であり、待機児童解消に向けて取り組んでいるところであります。平群町での待機児童の発生の理由の主な原因は保育教諭不足によるものが大きいというふうと考えております。また、特別支援を要する園児数も増えており、安心して預けていただくよう、保育教諭の配置にも配慮しているところであります。

なかなか、保育教諭の確保を行うために募集を行いました。応募がなく、保育教諭の確保が難しい状況にあります。確かに今現在7名の育児休業の取得がされております。令和4年度には育児休業を取得していた4名の保育教諭が帰ってこられます。それで、その後、現在の任期付または会計年度任用職員の保育教諭に対して、来年度以降も勤務していただくように働きかけてまいりた

いというふうに思っております。

本当に財政状況厳しい中で正規職員の採用については厳しい状況にありますが、待機児童ゼロに向けて、年間を通して保育教諭の会計年度、または任期付とかそういうふうになると思うんですけれども、確保していき、待機児童ゼロを目指していきたいと考えております。御理解よろしくお願いいたします。

○議長

馬本議員。

○12番

町長、理解でけへん。待機児童11人いはんのやから。令和4年度の入園申込みはこの10月6日から11月5日までの期間、なってんの、これ。はなさと、ゆめさとの入園申込みいうて、令和4年度のですよ。なってるでしょ。令和4年度の入園申込みは10月6日から11月5日までの期間ってなってるわけ。間違うてたら間違うてる言うてくださいや。ということはね、定数にはね、町長、これね、令和3年度ですけれども、この令和3年度の今年のこれもらってきてんけど、これ入園の案内にあるわけや。この案内の中にね、町長。これ、大事なことはね、ここにね、定員について、これ、定員に何人預かりますよとこう書いてある。さっき言うたように、ゼロ歳ではなさと12人、ゆめさと10人預かりますよと、これ、案内を渡さるわけや、これ、保護者に。

これで、今度結局は、町長、今やっってはるのは臨時的に、臨時的ですよ、臨時的に会計年度職員を対応します。任期付の職員が対応します。今度4人復帰しはったから任期付職員は4人空きますよ。その4人をまた対応しますよという認識を持ってはると思うけど、町長、もうそんなことやめときましようや。もうきちっとちょっとね、平群で申し込んだら定数130人、こっちは267人、定数いっぱいまでうちの平群町は乳幼児を、園児、皆、そこへ入れるよって保護者が安心するような施設にしましょうよ、運営を。やっぱり、そういう昔で言うたら臨時職員で、足らん保育士は臨時職員で対応します。もうこんな時代は過ぎましたで、町長。そやから全部雇えと言うてませんよ。僕は6割は正職として正職員を雇用されたらどうですか。今30人いてはるんよ。そやから、今50人で大体90%回してんの。あと1割は5人。ということは、正職員35人ぐらいなるように雇用されたらどうですか。7人今度は帰ってきはるさかいに、今23人稼働していただいたら30人と新たに5人。

これは募集は今度11月です。これ、町長、またね、これ、私、3月か、これ質問しますよ。これ、きちっと対応してない、待機児童ゼロ違うて対応してなかったら町長、どうしまんの、これ。町長は僕に言う、僕は町長にこれね、どうですかという話をするだけ。しかし、保護者は違うんですよ。生活かかっ

てんですよ、生活。それから、子どもたちの安心・安全も守られへんねんで、乳幼児の。そやろ、町長、5人やったら5人。すぐに5人と言いませんで。来年度は例えば2人、あと2人正職員採用しましょうと。というふうな認識をされたらどうですかて。

そのためにも、町長、今、言うたん、誰かが言うたな。保育士、なかなか寄りませんとおっしゃったやん。何でや、45歳までというところがあるか、ここら辺の市町村で、雇用してるところ。多分そんなこと言うやろな思うて、僕はそういうふうに45歳どうですかて提案してんで。これはね、どういう意味かというたら、若いときに保育士でいてはって、民間かどっかいてはって、子育てでおやめになって、もう40そこそこぐらい、45までいったら、もう子どもも手が離れてると。仕事しようかという人がいてはったら経験者やん。こういう人を雇うのがほんまやん。そやから幅広い雇用をされたらどうですかとこう言うてる。町長はここで返事なかなかしてくれはらへんかどうかわりませんで。そやから、5人を一つの目安として、来年度2人でもええから雇用されたらどうですかという提案に対して町長、どうですか。もう1回言うてくれるか。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、馬本議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたが、財政健全化の計画も立てて進めてるところであります。なかなか本当に平群町、財政厳しい折ではございますので、なかなか正規職員というのはもう難しいかもわかりませんが、保育の教諭の確保については、努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

馬本議員。

○12番

財政健全化、緊急財政健全化、今やっはんのは、そらよう分かりますよ。僕も分かってて言うてんの。けどもね、町長、やっぱりね、子どもたちというのはそういうわけにいかへんで。ゼロ歳とか5歳児までは、やっぱり、保護者もやっぱり安心・安全な施設へ預けたい。この熱意はあると思うよ。定数があんのに保育士が足らんために定数割れします、全員入ってませんで、こんなん恥ずかしい。そやから町長ね、公立と私立だけ絶対区別してください。それは認識していただきましたかな。それだけ最後に聞きますわ。公立と私立の、僕はこういうふうに思うてますよ。公立と私立の運営の違い、町長、認識してい

ただいでますか。

○議 長

西脇町長。

○町 長

馬本議員の質問にお答えさせていただきます。

当然公立は公立のいいところがあります。営利を目的にしないということで、それについては保護者が安心して預けていただけるように、それは努力していきたいというふうに考えております。

○議 長

馬本議員。

○12番

ほんなら、そなん言うたら私立悪いとこばかりかって、私立は私立のね、そこの英語やったら英語のところに重要視してる私立の保育所もあんねや。それは公立は公立のデメリットもメリットもあんねん。ちょっとぐらい勉強してきたけどね、けれどもね、町長、公立というのはね、いつでも預かりますよと、枠内、267人、130人の枠内はいつでも預かりますよという体制づくりは絶対してかんなんあかんということだけ認識してくださいや。この問題はまた聞きますよ。これ、11月5日に終わるんでしょ、申込み。その結果どうやったんて。これ、12月には聞きません。3月議会で聞きます。もう次、予告していきますわ。

やっぱりね、保育士さんはいろんな病気になったりね、人間やからね、いろいろあります、体調崩したり。そやからそういう方のためにもね、予備人員というたら違うで、勘違いしやんといてや。公立はそのぐらいの先生の余裕を持った運営をして初めて公立のよさとちやいますかということをお願いねん、僕は、町長に。それはよく、それは財政上の問題で意味は分かっておりますけれどもというのがおっしゃる、その心の中で思うてはると思う。財政上の問題で、今、馬本議員言うてはることはよく理解できますけれども、財政上の問題でうんとは言えない、言いづらいというふうにおっしゃってる。

けれども、町長、公約ですよ。僕はね、町長が公約してなかったらこんな言わへん。しつこう言わない。途中で雇用するて、よそかてね、いろいろ聞いてるけど、よそでいろいろとあるみたいね。また建つみたい。保育、どういう施設かな。何か子どもに関しての施設が建つみたい。もう聞いてんねけど、余計、より一層、保育士足りませんよ。なるようになると思いまっせ。そやから、来年度のことも考えて、あと15か月しかないからね、町長。対応はちょっと考えなはれや。今日はこのぐらいにしときますわ。もうこれ以上言うたって町

長 答え出まへんやろ。そやけども、公立の、直営のこども園ということだけ認識していただいたということだけはより一層理解していただけたら結構です。

私の一般質問はこれをもって終わります。ありがとうございました。

○議長

それでは、馬本議員の一般質問をこれで終わります。

10時30分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時18分)

再 開 (午前10時30分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号8番、議席番号6番、植田議員の質問を許可いたします。植田議員。

○6番

それでは、私のほうからは大きく2点にわたって質問させていただきます。

まず1点目、ごみ減量対策についてであります。

平群町はごみ減量化に有効だとして、2013年、平成25年10月から指定袋による可燃ごみの有料化をスタートさせました。しかしながら、家庭系の可燃ごみが前年度より減ったのは平成26年度と28年度のみで、29年度以降は毎年度、より上回る状況が続いています。特に30年度、目標値として3,050トンをしていましたが、実績は3,286トン、令和元年度については、同じく目標値は3,050トン、しかしながら実績としては3,434トン、令和2年度についても、3,050トンの目標値に対して3,599トンと年々、ここ二、三年、近年では乖離が広がっているという状況です。

この現状をどのように分析しているのか、また、令和3年度は目標値自体を3,050トンから3,250トンに引き上げるなど、減量と逆行する処理計画となっています。ごみの減量にどのような方策を持って取り組んでいこうとされているのか、お聞かせください。

二つ目については有価物の集団回収での実績も年々減少が続いていますが、その要因をどのように考えているのか。

そして、この問題での三つ目にごみ処理の広域処理について、現状進んでいるのか、いないのか、現状をお聞きかせください。

大きく2点目は、こども園の待機児童の問題です。

私はこの間、毎議会のようにこの問題を取り上げてまいりました。待機児童の推移を見ると、2020年度、令和2年は5名の保育教諭を新規採用したにもかかわらず、待機児がゼロとなったのは4月のみで、5月から待機児が発生し、年度内に解消されないままの状態が続きました。2021年度、令和3年度、今年度は2名の保育教諭を採用いたしましたでしたが、4月時点で13名の待機児が発生し、9月時点で、現在11名となっている状況です。これは二、三年前に比べて年度の早い時期から待機児が2桁になっており、絶対的に保育教諭が不足状態が言わば改善されていない状況が続いているということでありませう。

今後も申込みも増えることが予想され、今年度についても、これから申込みが増えることも予想されます。近隣でも実際に待機児は出ているのは私も知っております。しかし、人の確保ができず、待機児が発生しているのは平群のみではないかと思われませう。この状況をどう打開しようとしているのか、行政のお考えをお聞かせください。

以上、大きく2点にわたって質問させていただきます。明確な御答弁よろしくお願いいたします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、植田議員の御質問でございます。大きな1点目のごみ減量対策についてお答え申し上げます。

平成25年10月から家庭系可燃ごみの有料化を行い、平成26年度の実績は有料化前の平成24年と比較いたしますと、約25%の削減ができたところでございます。その後、平成29年度までは微増で推移しておりましたが、平成30年度からは増加傾向となっており、議員御指摘のように、処理計画の目標値と実績値との乖離が広がっておるところでございます。

このことにつきましては、本年2月26日に開催をいたしました廃棄物減量等推進審議会においても、計画処理量算出の現状と目標値の設定について御説明をしたところでございます。このことは、有料化によってもたらされた減量意識が次の減量対策を行えないまま、5年の歳月の経過によって薄れてしまったものと考えております。

また、今後の減量化に向けての方策でございますが、以前から提案していただいております生ごみの堆肥化や、その他方策を検討するのですが、収集体制の構築や設備にかかる費用、委託にかかる費用や新たな人員の配置などを考え

ますと、厳しい財政状況の中、新たな方策を打ち出すことは現時点では困難であると考えておるところでございます。

次に、有価物の集団回収についてでございます。こちら平成26年をピークに回収量は減少しておるところでございます。要因といたしましては、スマホやタブレットの普及によります書籍のデジタル化によって、紙媒体の本であるとか新聞というのが減っているのも一つの要因であろうと考えております。また、平成29年度から役場におきまして、紙資源の拠点場所を設置したことによりまして、曜日や時間に関係なく回収できる利便性から、こちらに出されている方も多いと思われまます。ただ、古紙などの有価物の価格が下落していることを踏まえ、各団体においても集団回収のメリットが薄れていることもあり、各家庭で可燃ごみとして処理されることも相当量あるのではないかと推測されるところでございます。

次に、ごみ処理の広域化の現状についてでございます。昨年8月20日に開催いただきました議員懇談会におきまして、ごみ処理広域化に関する報告をいたしました。議会に報告できる内容といたしましては特段の進展はございませんが、近隣の市町との連携により、広域処理を目指しておりますが、これは相手のあることであり、デリケートな案件であることから、どの自治体といつ頃というふうなことにつきましては、現時点ではお答えできませんが、具体的な方向性が見えてきた時点で議会への説明を行いたいと考えておるところでございます。

併せて、今後、現施設での焼却ができなくなることから、ごみの積替えができるような施設改修などの検討も必要と思われまますので、一定のスケジュール感を持ち、財政当局と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

植田議員。

○6番

今、部長のほうから答弁あったんですが、減量についての新たな方策を出すというのは、今聞いたのはできないという状況、そういう答えだったと思うんですね。厳しいというか。そんなこと言ってたら、平群町の焼却炉も持たないし、基本的に今後、広域化が進むとしたら、そのときにもどれだけやっぱり可燃ごみを減らしていくのかということが平群の財政にとっても大きなウエートを占めるわけですね。環境の問題も含めてそうですけれども、どれだけやっぱりそういうものを減らしていくのかということが財政面でも私は非常に重要になってくると思うんです。それに対して新たな施策は取れないというのはあ

まりにも、言うたら、情けないといおうか、本当にこれ、ごみ減量していく気があるのかということ疑いたくなってしまう。

有料化したらごみが減るんだといって有料化したけど、結局ごみが減ることはなくってごみが戻ってきてる。じゃ、それに対して町としてどういう対策を取るのかということに対しても新たな方策が出せないというのもね、もうこれ、ずっとこの間、議会でもいろいろ、他の議員からもあったと思うんです。うちも山口議員もこの問題を取り上げてますので。そんなことでは困るわけですし、私たちはこの間、言ってきましたように、とにかく分別を徹底してもらおうと。そのための努力を平群町はもっと住民に対して、説明会、斑鳩のようにですね、あそこも有料化の前に分別の徹底をするために相当やっぱり時間もあれもかけて、住民さんに協力を得て、今、非常にそういう意味では生ごみも含めて減ってきているという状況があるわけでしょう。お隣に、言うたら、そういうふうに見本というか手本となることでごみ減量が続けてるところになぜ学ばないのかということが私、この間見ててすごく思うんです。とにかく有料化してしまえば、それ、そうなれば最終的には有料化が目的であって、減量はいんまり最初から、何というんですか、減量化することにはあまり熱心でなかったのか、有料化さえすればいいのかという、結果的にはそういう状況に今なってます。

そこで、この間、堆肥化の問題なんかも言ってきました。生ごみもそうですし、まずは剪定枝の堆肥化というのも、これ、三郷でやられてますし、だからそれも、言っても、結局清掃センターのダイオキシンの、焼却灰の搬出をしてくからしかできないとかいう、常にそういう、何というんですかね、後ろ向きの答えしか返ってこないんですね。そんなんであれば住民さんも協力がしようがない。住民に協力を得ようと思えば、まず行政がきちっとその方策を持つということ。そして、町としてはこういうことでやりますので、住民の方々はこういう協力をお願いしたいということを持たない限りね、ごみは減らないというふうに私は思っています。

そういう意味ではごみ減量に対するトータル的な政策、方針、方向性というのは行政としては絶対持たないと駄目だと思うんですね。それを先ほどのように新たな方策は厳しいみたいなことを言ってたんではですね、もう到底減る、ごみを減らすということにつながっていかないし、と思うんですけれども、その点について行政としてどのように考えておられるのか、再度お聞きをしたいと思います。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、植田議員の再質問にお答えさせていただきます。

ごみが有料化から減っていないというふうな御指摘でございます。そのことにつきましては先ほどの答弁で申し上げましたように、確かに町としてもその現状については認識をしているところでございます。おっしゃられたように、25年の有料化が本当に効果があったのかという部分の検証も含めてとは思いますが、今の現状の数字だけを見る限りにおきましては、ちょっと誤解を恐れずに申し上げましたら、今、有料化のいわゆる住民さんに御負担をいただいている金額というのが本当にごみの減量化の一つの動機づけになっているのか、また、本当に有料化がよかったのかというのは再度、そこは検証といえますか、効果が出てくるのかどうかということは再度考えなければならないことやというふうにまず認識をしております。

これも議員の御指摘のとおりなんですけども、ごみの減量化というのは確かに行政が汗をかいて、まず旗を振って、先導して行って、お願いをしていくというところでございます。その上で住民の皆様方に御協力をいただくというふうなスタンスで進めていくわけでございますが、なかなか結果として、ごみは燃やすものやというふうな感覚が行政からも離れないということ、また、財政的なものも含めてなんですけども、そういうふうなことが今までできてきたというふうな土壌もございましたので、そこは今後、平群町の焼却炉の存在自身がなくなっていくということ、将来的なことも含めてございますので、そこは十分に意識を持ちながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

植田議員。

○6番

ほんまそこは意識を持ってもらいたいし、そういう総合的なごみ減量につながる平群町としての方針というのはね、やっぱり早急に立てるべきだというふうに思ってるんです。このままほっといたらどんだんごみは多分増えていく状況があると思うので、そのことが結局平群町の財政にとっても大きな負担になりますし、今後広域化に進んでいくとしたときにもどれだけ減らして、言うたら広域化の中に入っていくことができますね、やっぱりそこでも平群町の負担がなくて済むというのは、これは5市町るときにでも、言うたら搬入するごみの量によって運営費の負担割合を決めるということになってましたから、そこでどれだけ減らせるのかということが将来的にずっとやっぱり平群町の財政にも関わってくる問題なんです。これ、そういう意味では総合的な平群町のごみ減量に対する方策、対策というのを近々につくるべきだというふうに思うんで

すけれども、この点について、もうほんまやったらもっと前の、今年度なんかその実施に入っていかなあかんとおもうねけど、今年度中、少なくとも一定の方向性というのは持つべきだと思うんですけども、行政としてはそこら辺、どのように考えておられますか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

植田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

基本的には議員お述べのように、一定、今後のごみ処理の在り方という部分につきましては、一定の方向性というのは必要であるというふうに考えておりますし、また持たなければならないという、御質問のとおりで、できていないところは非常に猛省すべきところかなというふうに思っております。こういうことも含めて今後、今まで対応ができていなかったことも反省しながら、ごみの減量化につきましては、ちょっと総合的な対策も含めて庁内のほうで検討してまいるといことは考えておきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長

植田議員。

○6番

もうこれ、本当に近々にやっていただきたいというふうに思います。最初に申しましたように、目標値が今年度については前年度を緩和した形になってるわけでしょう。全くごみ減量に逆行した形での目標値で設定してると、もうそのこと自体が、行政側のごみの減量化に対する姿勢というのがもうここに映ってるんじゃないかなと私は思います。そういう意味では、もうとにかくこの問題、住民の方にも御協力を得ることはたくさんあると思いますが、まずは行政としてきちっと方向性を出して、その先頭に行政が立つということを示す中で住民さんに十分な理解を得て、協力を得られる体制をつくるべきだというふうに思いますんで、まずは平群町としてのごみ減量についての方向性というんですかね、手段、方法等を近々につくることは、これはもう近々の課題というかももう早急にやっていただきたいといことは述べておきたいと思います。

以上でこの問題は結構です。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、植田議員御質問の2項目め、こども園の待機児童問題についてお

答えいたします。

議員御指摘のとおり、ここ数年、こども園での入園保留が発生しております。入園保留が発生し、解消できない原因は保育教諭の不足によるものが一番の要因ですが、令和3年度では4月当初の新規入園申込みが増加したことも一因となっております。

もう一つ大きな要因として、ここ近年の入所申込みの動向を見てみますと、総数の増加傾向に加え、おおむねゼロ歳から2歳児までの年齢層で申込みが増えている点です。こども園では保育教諭の不足や定員超過などの理由で受け入れできず、また、町内にはゼロ歳児から2歳児の受皿として、認可外も含め民間等の施設がなく、町立こども園しかない状況であります。他市町村での町外保育などの受入れも厳しい状況と聞いております。町立こども園での入園保留児の解消ですが、来年度には4名の保育教諭が育児休業から復帰する見込みであります。その復帰する4名の保育教諭とその育児休業代替の任期付職員に引き続き勤務していただくことで、待機児童は解消する見込みであります。しかし、私たちが試算しました入園希望者を大きく上回った場合は待機児童が出る可能性も否定できません。引き続き関係課が連携し、保育教諭の確保に全力を挙げて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長

植田議員。

○6番

先ほど馬本議員からもこれに関する質問があったと思うんですけども、本当に平群町の場合ですね、ゼロ歳から2歳というのは常にもう待機児として出てる状態がここ数年ずっと続いているわけですね。やはりここはもう、それと保育教諭の確保とおっしゃるけど、任期付や会計年度ではやっぱり集まらないというのはこれもずっと私、この間、言い続けてきた問題です。やっぱり正規でも、去年と今年であれば募集かけて来はった人数も減ってるというふうに聞いているんですね。言うたら、採用の申込みに来られた方自体も減ってる。

ということは、正規でもやっぱり確保がね、そんだけ募集しても来ないという状況があるわけです。だから、ましてや、そんな中で任期付や会計年度で人が確保できないというのはもうこれは明らかだというふうに思うんです。そういう意味ではやっぱり正規の職員をきっちりと増やしていくということが非常に大事だと思うんですけども、今、部長おっしゃったように、町外保育もなかなかできにくくなっている状況が、それぞれが、自分の自治体の子どもたちを受け入れるので町外からの保育を受けるというのが枠が狭まってきてること

もそうですし、そうなればなるほど平群に住む子どもたちは平群町がしっかりと保育ができるという状況をどうつくるのかということにやっぱりきちっと使命感ですね、そこを持っていただきたいというふうに思います。

そういう中で4名、来年度、復帰をするという、今のところ予定ですよ。ただ、やはり今、こども園の先生方、若い先生方が多くなって、予定をしてもそのまま育休、あるいは産休・育休の継続に入るといこともこの間、そういう事態も発生しているのは確かなんです。そういった中で私もこれまで提案をしてきましたが、先生たちの育休に対する意向調査はしてるけれども、やっぱり保護者、保護者と言うたらおかしくて、平群に住む若いお母さんたちの保育ニーズというのね、年間100人も今、切ってますよね、平群町で子どもたちが生まれてるのが。少なくともそういうところにも、いろんな機会、子どもの乳児健診やいろんなところがあるわけですから、いろんな案内も送ってるわけですから、そこでのニーズ調査というのがやっぱり私はこれは、なかなか雇用するのが大変やっ言うんやったら、きちっとそういうのも行政としてつかんでやるべきだと思うんです。

そういうことをやっていただいて、じゃあ何人の先生が必要になるのか、じゃあ、それに対してどう配置をするのかということ、そこまで大変や、大変やと言うんやったら緻密にやる必要性を私は十分、そのことはやらなければならないと思いますし、ある意味いろんなことがありますから、私もフリーの保育士というんですかね、自由に動ける先生というのはやっぱり配置をしておくべきだというふうに思います。

そういうことも含めてですね、やっぱり保護者に対する保育ニーズというの私も私はとるべきだと思うんですけども、そして、待機児を出さない。もう4月から出るような状況は絶対に避けるべきです、年度途中でも一定受け入れられる保育士の確保というのは必要だと思うんですけども、町長もね、馬本議員もおっしゃったし、私も言ってきましたが、町長の公約でもあるわけですから、待機児ゼロというのはね。やっぱりそこはこだわっていただきたいというふうに思います。

そのことが、平群町に行けば安心して子どもがこども園に預けられて仕事もできるということが平群町にひとつ転居してこようというきっかけにも私はつながっていくと思いますし、そのことが平群町の発展、税収の面でも、それからまちづくりの発展でも、今、平群町は少子・高齢化が進んでますから、そこに歯止めをかける一つの方法でもあると思います。まずは今、若い世帯が住もうと思うところに保育所が入れるというのは大きなメリットだと思いますので、施設、定員がいっぱいで入れないのではなくて、保育教諭が確保できない

から入れないということはこれはもう本当に恥ずかしい、行政としてはね、恥ずかしいことだと私は思います。この点についても再度御答弁を頂きたいというふうに思います。

○議長

教育部長。

○教育部長

ただいま議員のほうから待機児童の問題について、いろいろ御指摘も含めて頂いております。質問にもございましたけども、ゼロ歳、1歳、2歳児の待機ですね、これ、常に発生していると、そういう状況でございます。今年度、令和3年度と2年度の当初の申込み数も見えますと、やはりゼロ歳児、1歳児、2歳児で待機の数が増えとると、これが正直なところでございます。

今、我々ですね、保育教諭の不足もございまして、任期付職員、会計年度任用職員の採用も併せて確保に努めております。努めておるんですけども、応募希望があってもですね、勤務時間とか勤務条件面でちょっとミスマッチがあって、なかなか雇用に至ってない、そういうところもございまして。

あと、保育教諭が不足しておいて待機児童が出ているのは平群町だけではないかというような御質問もございましたけども、奈良県のほうで資料が出ておりました、その県の情報によるんですけども、令和3年4月1日現在で県下で複数の団体で待機児童が発生しております。平群町では令和3年4月1日現在13人、三郷町で5人、斑鳩町5人、王寺町で12人ですか、そういうような状況もございまして。ほかでもですね、大きな市でそれなりの待機児童が発生しておりますけども、そもそも申込みの児童数が違いますので、申込みの数が比較的似通っている近隣の町だけを申し上げました。

近隣の待機の状況を見ますと、当然保育教諭の不足によって児童の受け入れができないというようなこともございまして、申込者が定員を超過しているとか、年度途中での産休、病休、退職者、また保育ニーズと受皿が一致しない、先ほど言いましたように、応募の希望があっても勤務時間、勤務条件でミスマッチと、こういうようなことで様々な状況があるのが現状でございます。

それとあと、議員のほうからの御提案なんですけども、乳児健診時に保護者の皆様にニーズ調査をしてはどうかというようなことでもございます。確かにですね、プリズム等で行っておりますいろんな健診でございますけども、その健診の一環として、来年度、お子様のこども園の入園をどのように考えておられますかとか、そういったニーズ調査は重要であるとは考えております。その辺については関係課とどのようにしていったらいいか、検討できる余地はあるのかなというふうに考えております。

それと議員、最後のほうにですね、やはり待機児童を出さない状況をつくる
ことが大事であると、そのようにおっしゃいました。我々も町の将来を考えた
ときにですね、この人口減少社会の中で若い世代の方に平群町に住んでいただ
く、そのためにはですね、やはり子育て環境の整備、教育環境の整備、充実、
そのことが非常に重要であるとそのように認識しております。待機児童の解消
ももちろんその一環であると認識しておるところでございます。今現在、令和
4年度の入園申込みを行っておりますけども、まだ職員の配置体制が確定して
おりませんので、来年度どれだけ受入れできるか、その辺は確定しておりませ
んけどもですね、引き続き任期付職員、会計年度の雇用も含めて保育教諭の確
保に努めてまいりたいと考えております。

○議 長

植田議員。

○6 番

一定保護者の側のニーズ調査というの、いろんな方法も考えていきたい、そ
れはぜひやっていただきたいのと、ごめんなさい、先ほど、もう1点聞くのあ
れやったんですけど、9月1日現在11名の待機児ですよ。それもゼロ、1、
2、また保育士の数としては、何人かな、4人、今この待機児となっている子
どもたちが保育園に入ろうということになれば、ゼロ歳児で2名、それから1
歳児で2名あれば受入れ可能、ほんで、これ、2歳児なんですけど、これも1
名いますよね。だから5名の保育教諭が確保できれば、今の待機児、今9月1
日現在のですよ、待機児は解消できるということだと思っんです。それはそれ
で間違いのないのかね。ちょっと決算資料でもらった分で行ったら、受入れ枠は
2歳児ゼロとなってましたので、ゆめさとで2歳児で2名は受入れ枠がまだ残
ってると思いますのでね。そう考えたら2歳児で1人出てるわけですから、言
うたら5名の保育士、今、待機している子どもたちが園に入ろうと思えば5名
の保育士が確保できればということになる。なかなか5名というのは確保でき
ない。ましてや任期付や会計年度なんかではね。

これ、まだ9月の時点でこれですから、これから、まだまだ6か月の子ども
たち、6か月を過ぎて預けれる条件が増えてくる子どもたちが増えてくること
も確実にこれまでの年度別見てもそのことが分かるんですけども、そうい
う中で、言うたら丸々ここから10名以上の方がずっと3月末まで入れなく、
待機児のままでいくということは、もうこの間の状況から見たら明らかにその
ことは分かるんですよ。そういう中で町としてね、もうとにかくそれを少し
でも減らす、待機児を減らしていくという観点に立ったときに、このシーズン
からでもですね、これからでもですね、正職の保育士をやはり募集をかけると

いう立場に立っていただきたいんですけども、その決断といおうか、行政側が待機児を少しでも減らしていくという立場に立った対応というのはもうそこしかないというふうに思うんですけども、そのお考えは町長、ありませんか。今の時期で正規職を募集したからといって、来てもらえるかどうかというのは分かりません。だけど、そういう努力をやっぱり行政として私はすべきだと思いますが、その点について町長はどのようにお考えでしょうか。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、植田議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほどの馬本議員にもお答えさせていただいたんですけども、平群町、財政本当に厳しい状況であります。緊急財政健全化計画を立てて、今それを進めているわけでございます。なかなか正規職員については採用が厳しい状況であります。年間を通じて保育教諭の確保には努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

植田議員。

○6 番

やっぱり正職で雇用しないと来ない、私はそこにやっぱり、町長の政策で判断が頂きたいなと非常に残念でなりません。地方交付税なんかも平群町増えましたよね、今回、かなり。そこら辺も活用して平群は本当に子育て応援で頑張ってるんだというね、そういう町の何か、カラーというのかな、町の特色的なところをやっぱり出して、若い世帯を呼び込むという努力を私は絶対していただきたいなと。そういう意味では、今の非常に後ろ向きな町長の答弁については非常に残念でなりません。もうこれはこれ以上言っても多分答えは変わらないと思いますが、本当に町の将来を考えるとやっぱりどこにスタンス、重きを置いてやるのかというところではね、私は将来的に若い世帯が住みたくって思ってる町を平群でつくっていくことが人口減少やいろんな部分で町の活性化につながるということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議 長

それでは、植田議員の一般質問をこれで終わります。

11時15分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時06分)

再 開 (午前 11 時 15 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号 9 番、議席番号 8 番、森田議員の質問を許可いたします。森田議員。

○ 8 番

ただいま議長の許可を頂きましたので、通告どおり、出生者の減少による小中学校のあるべき姿、農業用水の管理、竜田川の水質の 3 点を質問いたします。町長はじめ皆様には質問に真摯に向かい合っていくことを冒頭お願いいたしまして、質問に入ります。

最初は出生者の減少による小中学校のあるべき姿についてであります。

本町の新生児は令和 2 年 72 人、令和元年 80 人、平成 30 年 92 人、平成 29 年が 84 人、平成 28 年 93 人、平成 27 年 105 人、平成 26 年 74 人と、ほぼここ 10 年 100 人を切っており、昨年は初めて 80 人を切り、72 人でした。また、転入者や転出者を加えた年少人口は、ゼロ歳児では 77 人、1 歳児では 94 人、2 歳児では 103 人、3 歳児では 117 人、4 歳児では 116 人、5 歳児では 137 人で、平成 30 年より転入者から転出者を差し引いた年少人口は 100 人程度、極端に減少して極端に少なくなっております。この状況では小学校 1 クラス児童 35 人学級としますと、1 学年 3 クラスであれば十分足りるわけで、中学校も同様であるというように思います。令和 2 年度の人口は 77 人であることによってですね、場合によっては 2 クラスでよいという状況になると言わざるを得ないと思います。

そこで、出生者や年少人口の減少をどのように認識しているのか。それに伴って小中学校の在り方そのものをどうするのか、方針を示す時期に来ているのではないのでしょうか。

次に、農業用水の管理についてであります。

平群町の基幹産業は農業であります。農作物を作るには土、太陽、水、肥料、何一つ欠けても作物は育ちません。土、太陽、肥料はさておき、水は農業に欠かすことはできません。農家、農業の生命線と言うべき水がなければ稲も野菜も果物も作ることができないわけであります。

そこで、農業用水について 3 点お尋ねします。

1 点目は橋本ダム改修計画等についてです。

(1) 橋本ダムの改修計画のことですが、風船ダムを具体的にどのように、いつまで改修する計画でしょうか。

(2) 橋本ダムと同時期に設置しました槻原、西向、梨本、下垣内の四つのポンプアップ施設の老朽化対策はできているのでしょうか。

2点目は、町内の水利組合についてであります。

町内には水利組合が水系ごとにあると聞いておりますが、幾つあるのですか。

(2) 水利組合は農業の、農家の生命線である水を利用する権利、権限はどのようになっているのでしょうか。

3点目は、町道を占用してる農業配水管のことです。

(1) 農業配水管の維持管理はどのようになっているのですか。

(2) 町道を占用しているわけですから当然、町道占用許可を受けているのでしょうか。また、町道を占用してるということは占用料が発生していますが、その辺のところをいかなっておりますでしょうか。

なお、農業用水につきましては、平成27年の9月議会で取り上げまして、5年を経過しておりますので、進捗状況等確認の意味で再質問させていただきました。

最後に、竜田川を鮎が泳ぎ、蛍が飛び交う川にであります。

奈良盆地の河川は全て大和川に流れ込んでおります。昭和45年のBODは21.4ミリグラム・パー・リットルで大和川は一時汚い川の代名詞でありましたが、国交省近畿整備局大和川河川事務所の資料によりますと、令和元年の大和川のBODは2.4ミリグラム・パー・リットルと大幅に改善されているわけです。

町の資料によりますと、大和川に流れております本町の竜田川本流、支流の水質は近年悪化してるように私は思うわけです。60年前は竜田川で水遊びをでき、泳げた、蛍が飛び交っていたという話をお聞きすることがあります。私が40年前、本町に引っ越しした折の竜田川の本流、支流とも家庭から排出した洗剤等の泡などが浮遊し、汚染されていましたが、それより大幅に改善されていることが事実であると思うわけですが、もっと竜田川の本流、支流の水質改善を図り、鮎が泳ぎ、蛍が飛び交うようなきれいな川に上流の生駒市、下流の斑鳩町と推進すべきではないかと思っております。

そこで2点お尋ねします。

1点目は、水質検査についてであります。水質検査はいつ誰が水を採取して、どこで検査をしているのですか。

2点目は、5年前の2016年、平成28年度より本・支流の水質が悪化しているのではないかと思うわけですが、要は生駒市から流れてきた水が平群町

を通過して斑鳩町に出るときの水の水質がどれくらい汚れているか、悪化しているかということの問題にすべきではないかと思えます。

以上、3点質問しました。簡潔明瞭な答弁をお願いします。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、森田議員御質問の1項目め、出生者の減少による小中学校のあるべき姿についてお答えいたします。

まず、1点目の出生者や年少人口の減少をどのように認識しているかについてですが、人口減少社会の進行に伴い、未曾有の少子・高齢化が進行しています。平群町においても、2002年、平成14年に2万517人をピークに減少傾向が続いています。平成28年3月策定の平群町人口ビジョンにおいても、令和3年以降も出生者、年少人口とも減少が続き、人口減少対策は喫緊の課題と捉えています。

2点目の小中学校の在り方そのものをどうするのか、方針を示す時期に来ているのではについてですが、小中学校の在り方については、平成22年10月に策定した町立小学校再編アクションプランにおいて、平群北小学校の存続と残り3校を統合する、いわゆる2校案での再編を決定いたしました。その後、様々な経過を経て、平成26年4月には現在の平群小学校が誕生しましたが、南小学校の統合については凍結状態になっており、その後の議論において、4校を2校とするアクションプランは廃止となりました。併せて、将来の学校再編については、子どもたちにとってよりよい教育とよりよい教育環境の整備を考え方の基本として、今後の児童数の推移を注視しながら、小学校を取り巻く環境や状況の変化に応じて、保護者や地域の皆様の意見を聞きながら検討、協議を行っていくとされた経緯がございます。

少子化における教育環境の課題として、児童・生徒の人間力形成には集団で関わり合える環境が必要とされています。しかし、少子化が進み、学校が小規模になることで1人の役割が大きくなり、想像以上の成長を生み出すこともある一方で、集団で学び合うという視点からは学習面や生活面などで制約を受けることも多いとされています。これから一層進行していく、人口減少社会において児童・生徒に生きる力を育む学校環境をどのように保障していくのか、その検討が必要になっています。

平群町の出生数を見れば、令和2年は72人となっており、今後も大幅な増は見込めません。また、年少人口、ゼロ歳から14歳ですが、これにおいても、今後も減少すると予測されています。このまま推移すれば学級編制に影響を及

ばしかねない状況となっています。小中学校の在り方を考えたとき、少子・人口減少社会に対応した活力ある学校づくりの方向性が大切です。子どもたちが豊かに学び合うためには一定規模の集団が必要であり、同世代の子どもたちの集団、複数の学年にまたがった集団など、目的に応じて集団を多様に構成することが望ましいとされていますが、少子・人口減少社会では、こうした集団を構成することが難しくなっていることから、地域の実情に応じた方策が必要になってきます。

そこで、人口減少社会を強みに転換して、町内3小学校、中学校、それぞれにおいて、地域に根差した学校づくりを推進していくことが考えられます。学区ごとで魅力ある、特色ある学びを実現するものです。学校と地域が双方向で魅力ある学習を展開するためには、これまで以上に学校、家庭、地域が連携することが必要です。教育委員会も学校、家庭、地域をつなぐコーディネーターとしての役割が一層求められています。いずれにしても、子どもたちにとってよりよい教育とよりよい教育環境の整備を考え方の基本として、今後の児童・生徒数の推移を注視しながら、学校を取り巻く環境や状況の変化に応じて小中学校の在り方を検討してまいります。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○8番

ありがとうございます。添付しております資料、表はですね、質問に当たり、人口は住民生活課、児童・生徒数は教育委員会、出生者数は健康保険課から頂いたデータに基づいて作成しました。ただ、7歳児、小学校2年生の欄を御覧いただきますとお分かりになると思うんですけども、人口より小学校の児童数が多くなっております。これはちょっと6歳児の児童と違ってんじゃないかなというふうに、マイナス7となっておりますので、これはもう一度私も精査したいと思いますが、皆さんにも精査していただきたいというふうに思っております。

それでは、再質問させていただきます。

私同様、人口減少対策は喫緊の課題というふうに皆さんも捉えておられるということで、数字を見る限り当然のことであるというふうに私も思います。先ほど巴波部長から人口ビジョンの話が出ました。当然、この策定に当たっては当時、巴波部長が窓口で作られた資料でございますので、2020年ですかね、令和2年ですかね、のことも数字も出ておりますので、これもきっちり検証していただきたいなというふうに思うわけでございますが、お隣の三郷町ですね。

お話お聞きしますと、北小学校の教室が足りなくなっていると。これは教育委員会も御存じだというふうに思っておりますんですけども、これ、なぜかということ考えた場合、皆さんいろいろ人口対策といろいろ言われるんですけども、北小学校の校区に新しく住宅地が開発されておりますね。それがやっぱり人口対策としては一番の効果があるのは私は住宅ストックじゃないかというふうに思うわけですね。

これを今、議論するつもりもございませんが、この問題についてはですね、人口対策については教育委員会も職員の皆さんももう町の課題というふうに捉えておりますので、これはこれとしてですね、2点目の小中学校の在り方を検討する。当然、検討するに当たっていろいろ話が出てくるんですけども、義務教育というのはいろいろ制限があつてですね、文科省からもいろいろ通達とか考え方は示されております。私、思いますのにはですね、義務教育であっても学校づくり、特徴ある学校づくりをしないとこれからいけないんじゃないかと。このような話をしますと学校の統合の話がすぐ出てくるわけですけども、やはりそうじゃなくて学校教育を、例えば語学に特化するような教育の放課後授業として特化するようなもの、ITに特化するようなもの、そういうことをやれば3校でも十分維持できるんじゃないかなというふうに私は思います。

私も何回も申し上げましたが、四、五年前に四国のお遍路を歩いたときに一番感じましたのは学校がなくなると地域が衰退する。村がなくなつてるという話を実際に地元の方から聞いておりますので、これについてはですね、西小学校と平群東小学校が平成27年4月に統合されたわけですけども、その辺の検証もぜひともやっていただきたい。その辺の人口動態も含めて検証することも一つの方法じゃないかと思っておりますので、学校の在り方についても一度、再答弁お願いできませんでしょうか。

○議長

教育部長。

○教育部長

ただいま議員のほうから特色ある学校づくりについて、当然、小中学校はもう義務教育でございますので、いろんな制約があるとそんなようにおっしゃっていただきました。これについては全くそのとおりなんですけども、小中学校におきましては文科省が定めた教育課程、そういうものがございますけども、それに基づいて各学校長がそれぞれの年間の教育計画全体を策定すると、そういった中で各小学校において個々の教育が展開されている、そのように理解していただけたらと思っております。

質問にもありますように特色ある学校づくりと、その件についてございま

すけれども、一例でおっしゃっていただきましたけれども、語学に特化した授業とか I C T に特化した授業とか、そういったものについて例を挙げていただきました。我々が何が特色ある学校づくりなのかと考えてみましたけれども、これも一例ですけれども、例えば打ち上げ花火みたいな単発的なものはいけませんし、教育課程で学校教育を推進する中で学校長だけの思いで実施できるものではございません。あくまでも特色ある学校づくりについては持続可能なものにしていかなければならない、そのように思っておりますのでございます。

その中でどんな特色を出せるのかというのを考えたときに、非常に難しい問題もございます。たまたま、まれにですね、例えば学校に帰国子女がおった場合、そのような場合にはその帰国子女と学校の児童・生徒がふだんの日常会話を通じて外国語を学ぶ、こういった事例も考えられますし、また、学校にたまたま温水プールがあった場合には年間を通じて水泳をしたりですね、その水泳を通じて体力づくりをするというような例も考えられますけれども、これらについては、非常にまれな例でございます。

今、平群の小中学校では先ほども言いましたように、教育課程に基づいて各授業を行っております。もちろんその中で一定の特色は出しているんですけども、平たく言えば平均的な教育であると。そうは言ってもですね、町内のある小学校によっては、今、叫ばれています S D G s の取組について進めているようなところもございます。やり方としては、今やっている教育課程の中でどんな課題があるのかを見つけて、その中で重点的に取り組んでいくような方向がいいのではないかなとまず思っております。

○議 長

森田議員。

○ 8 番

いろいろ部長から御答弁いただきましたけれども、やはり義務教育であってもやれることはたくさん、私、あると思うんですよね。3校の児童数も見ても、南小学校が非常に少ない、平群小学校と北小学校はほぼ同人数だという、資料に出ております。だけど、思い切って校区をなくすとかそういう取組も私、必要じゃないかなというふうに思いますので、これから教育委員も先生方も含めてですね、P T A の方々、学校の先生方も含めて、ぜひとも少子化対策に学校をどうするのかと、教育をどうするのかということを議論してもらいたい。先送りをせずにですね。もう見えてるわけですね、10年先が。私は人口は、年齢的に増える人口が100人をもう切っていくというふうに推定しておりますので、その辺のことをきっちり検討していき、議論していきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

この問題は結構です。

○議 長

事業部長。

○事業部長

それでは、森田議員の御質問の農業用水の管理についての小さな一つ目の橋本ダム改修計画等についてお答えいたします。

橋本ダムについては、長年にわたり地元による補修や点検を繰り返し、施設の長寿命化を図っておりましたが、機能や性能の劣化が進み、ラバーダムを膨らましても数日で空気が抜けるという状態となり、地元から施設の更新の相談を受けている中、農業水路等長寿命化・防災減災事業を活用して施設を更新することになりました。

橋本ダム改修計画について、その進捗状況についてですが、スケジュールは、令和3年度で機能診断・実施計画を作成し、詳細設計書の作成を行います。令和4年度には詳細設計等の作業の残りとして詳細設計に基づいた工事の着工を予定しております。

施設の更新内容については、奈良県河川整備課や地元と協議の上、決定することになりますが、現在のゴム堰での更新の場合はですね、ラバーダムの製作に日数を要することになります。工期は1年以上に及ぶことになり、施設の更新内容によっては完了時期が大幅に変わるということになります。

他のポンプアップ施設の老朽化対策についてですが、施設の点検や軽微な修繕など、施設の管理は日常的に地元で行っていただいているところですが、大規模な修繕や更新について地元より相談を受けた場合は、更新内容に応じた高額な事業費で国の補助対象となるものについては国の補助事業の活用を御提案し、補助の対象にならないような小規模の事業については町単独の補助で提案するよう考えております。なお、農業用ポンプの老朽化したものについては、そのポンプ自体を新しい物に交換するというようなことでしか解決できないというところがございます。

町内の水利組合についてですが、地域によって水利組合の在り方はばらばらで、大字や自治会を一つの水利組合で管理しているところや、水利組合の役割を大字・自治会そのものを行っているもの、一つの大字・自治会の中でも水系ごとに複数の水利組合があるところなどがありまして、町内の水利組合数については把握しておりません。

水利組合の権限についてですが、水利組合は河川や水路などの水資源を排他的に取水し、利用できる水利権を保有しており、農業用水を安定的に農地まで供給するため、膨大な延長の水路や取水口などの施設の管理を行っております。

そのため、管理している施設への工作物の設置や形状を変更する場合や、新たに排水や分水することで水の量に変化が生じる場合は水利組合の同意が必要となります。また、管理されている水路に影響があるような開発行為や農地転用行為にも水利組合の同意が必要となります。

町道占用農業配水管についてですが、維持管理責任について、町道占用している農業用の配水管の維持管理責任は受益者である水利組合などの団体となります。

次に、道路占用許可、占用料についてですが、施設の設置から約40年以上を経過しているため、書類での確認は困難ではありますが、許可されて占用されておると考えております。また、占用料につきましては、道路占用料に関する条例第4条に基づきまして、道路占用料の免除に関する基準の「かんがい排水施設、その他の農業用地の保全又は利用上必要な施設」に該当するため、占用料は免除となっております。

以上です。

○議長

森田議員。

○8番

ありがとうございます。橋本ダムの改修計画についてはですね、本年実施設計を行い、来年度に工事に着手する予定というふうに今、事業部長から答弁がありました。現状の風船ダムのようなものを造ると時間がかかるということは当然費用もかかるということですね。当然、時間もかかるということですね。具体的にですね、今、分かっている範囲、どんなものを計画されておるといふふうに考えておられるのか。また、当然地元負担は、水利組合の負担もあると思うんですけども、当然了解してると思うんですけども、確認の意味でお尋ねいたします。

それと他のポンプアップ施設についてはですね、今のところ問題がないということですけども、40年経過してるんですよ、竜田川の河川改修のときに実施されたというわけですから。これももう少し具体的に水利組合の方とも意見聴取してあげるべきじゃないかなというふうに思います。

それとですね、2点目の水利組合の数は把握していないという答弁がありましたんですけども、今回メガソーラーでもありましたように、水利組合の同意が必要な土地開発がたくさん、許認可に必要な場合があるわけですね。当然、水系の水利組合を把握しておらないと本当に同意権者ということが分からないんじゃないかというふうに思うんですけども、その辺のこと、どうなっておりますでしょうか。

3点目の町道占用については、配水管の維持管理は当然水利組合でしょう。ただ、道路占用は書類はないけども許可したと。本当に、これは以前もお聞きしたんですけど、図面がないということでしたけども、町の町道に埋設している配水管を図面がないということは、これはいかななものかなというふうに私は思うんですね。今時点ですね、水利組合から地下に埋設してる道路の図面とか入手しておかれないとしまいに分からなくなってしまいうんじゃないかなというふうに私は思うんですね。その辺のところ、どのように考えておられるのかですね。

それとですね、道路占用というのは毎年、認可を受けるんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺がどうなってるのか。メガソーラーの発電でも明らかになりましたけども、毎年更新手続が必要じゃないかなというふうなこともお聞きしておりますので、その辺のことはどうなってるのか。その辺のところをお答えください。道路占用については条例で減免することができるということになっておりますので、これは結構です。その辺のところ、再度御答弁ください。

○議長

事業部長。

○事業部長

まず、橋本ダムの工法的にどういったものかということなんですが、ラバーダムですね、これを更新するに当たって、そのまま同じものをラバーダムとして造り直すということになると事業費としてはかなりかかると、8,000万程度かかるだろうと。地元負担についても8,000万程度かかるという最大限の中です。地元負担についてはお約束を頂いてるんですが、基本的に橋本ダムに係る農地の面積なんかはかなり減ってますので、当時と比べると減少しておりますので、できればダウンサイジングといいますか、違う工法、もう少し簡易な方法で更新できないかというふうには考えております。

今年度で実施計画を策定します。その中で工法の選定には当たっていきたいというふうに思っております。一例で言いますと、竜田川の河川の河床、川底に取水口を設けて、ラバーダムのようなダムを設置せず取水できるような方法が取れたらかなり事業費的には安くなるのかなと。ただ、今年度その実施計画をします。その上で決定していきたいというふうに思っています。

それと、ほかのポンプ施設、何か所かあるわけですが、そのうちの1か所につきましては既にポンプの更新の御相談を受けております。これについてはさほど大きな金額ではないので、先ほど申し上げた町の単独の補助事業で来年度以降、対応できたらなというふうには思っております。その他について

はですね、あともう一つ、上庄地域に関してなんですが、これは農業振興のゾーン設定をしたいと思っておりますので、その中で何らかの事業で更新が必要であるということであれば、できれば国の補助事業なんかも活用しながらやっていきたいというふうに思っております。

その他については、ポンプはあるけども現実的にはもう活用していないというようなところもございますので、ほかについてはですね、要望ということでは受けておりません。また、こういった水利、利用されてるとこの農業者の方とはよく顔を合わせていろんな話をする機会がありますので、また、そういった施設の更新についての御希望については、その都度またお聞きしたいというふうに思います。

それから、開発なんかに関して下流域の水利権の確認をどうしてるのかということなんですが、開発地のある大字・自治会、それと下流域の大字・自治会、そこら辺の自治会長なり大字総代なりに確認してですね、それについては都度把握することができておりますので、それについては特に問題なく、下流域の水利組合の同意等については協議されてるということでございます。

道路占用をしている配水の管の把握についてはですね、議員の今回の御指摘もございまして、これを契機にポンプ施設なんかの更新だとか、橋本ダムもそうなんですが、更新関係の事業の際に、また関連する水利組合とも確認してですね、新たな施設の埋設状況なんかも確認していきたいというふうに思っております。

それから、農業用水に関しての占用の更新についてはしておりませんので、他の占用物件については更新についてをしておるんですが、この農業用水に関してはこれまで更新をしておりません。これについてもですね、一旦、調査をして、どういったところに埋設されてるかということも調査をした上で、今後、そのままにしておく、また分からなくなるということもあるかと思っておりますので、更新についても今後は考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長

森田議員。

○8番

橋本ダムのことですが、風船ダムを改修すると8,000万ぐらいかかるという話で、地元もそれで地元負担も了解されてるといって、8,000万負担するということなんでしょうか、詳しく私は分かりませんが、河床から取水口からポンプアップするということですが、それが最後、地元負担につい

てお尋ねします。

それと水利組合の同意のことですけれども、これは間違いのないようにやってもらわないとですね、許可権者が町になった場合、町の責任も問われますので、県の場合は県が許可するものについても、同意を求めるものもあると思いますので、これはよく遺漏のないようお願いをしておきます。

それとですね、道路占用について更新手続は要らないんでしょうか。要るのですか。何か条例に基づいて必要なだけでも今までやってなかったということなのか。それとですね、ちょっと先戻るんですけども、他の橋本ダム以外のポンプアップ施設の既に1か所のポンプ更新の話が出てるけれども、これは町で負担するというお話だったというふうに思うんですけども、そうじゃないんでしょうか。町が負担するというのであれば農業をしてる方はそれで利益を被ってるわけですから、ちょっとその辺も解せないんじゃないかと思うんですけども、その辺のことを御答弁ください、最後。

○議 長

事業部長。

○事業部長

橋本ダムの地元負担については、工事と詳細設計等の分も含めて最大限地元負担の額として2,000万程度ということで、地元負担2,000万程度については確約を頂いているということです。

それと道路占用に関してですが、農業用水管ということで更新年数等についての規定はないんですが、最大10年程度が占用期間としては一つの区切りかなということがありますので、最大でも10年程度で更新をしていくということが必要であったのかなというふうに思います。それに反して、これまで更新という作業をしてなかったということでございます。

それと、小規模なものでほかのポンプ施設の更新について相談を受けてるということなんです、町単独の補助事業ということで、ポンプの更新に係る費用の2分の1を町が補助するという、従来の町の単独の補助事業で対応したいというふうに思っております。

○議 長

森田議員。

○8 番

ありがとうございます。風船ダムの地元負担は2,000万までは地元がオーケーしてると、そういうことで進めていただきたいというふうに思います。

ただ、先ほど町道占用の更新の手続が要るのか要らないのか。メガソーラーのとき、私、毎年更新しなければいけないような話を承ったと思うんですけど

ども、その辺だけもう一度御答弁いただけませんか。

○議長

事業部長。

○事業部長

埋設物についてそれぞれ許可期間といたしますか、更新の年数が大体決まっております。例えば、上下水道なんかについてはもう永年ということやってるんですが、例えばガスの引込み管、ガス管等については1年とかですね、送電線についても1年程度で更新していくと。農業用水管について特に規定されておりましたので、じゃあ永年ということでも更新せずがいいのかということではなく、本来でしたら最大でも10年とか、あるいは5年とかいう区切りを持ってやっぱり更新していくということが本来必要であったのかなと思っております。今後その管理上の問題もありますので、一定期間で更新をしていって、どこにどういった農業用水管が入ってるかということが常に把握できるような状態にしていきたいということでございます。

○議長

森田議員。

○8番

ありがとうございます。道路占用については規定がないと、それであれば規定を条例の1項に加えていただくということも一つの方策じゃないかというふうに思いますので、これはお願いしときます。

それと橋本ダムですね、地元水利組合の希望する改修ができるように、県河川整備課ですか、と地元の協議等、きっちり進めていただきまして、順調に進捗することをお願いしまして、この件はこれで結構でございます。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、森田議員の大きな3点目の御質問でございます、竜田川を鮎が泳ぎ、蜚が飛び交う川にについて、お答えを申し上げます。

1点目の水質検査についてでございます。

水遊びのできる川づくりを目指して、生活排水による汚濁の進んだ竜田川を浄化し、また、流域住民の水質保全に対する意識の高揚を図るため、平成6年より竜田川流域生活排水対策推進会議として、流域の生駒市、斑鳩町、平群町の1市2町が連携して取り組んでおります。

現在、平群町では竜田川本流2か所と竜田川支流4か所の計6か所の河川の水質検査を毎月1回実施し、水質汚濁の指標であるBODを含めた7項目の検

査を行っております。検査方法につきましては、職員が直接河川に出向き、水温を計測してから専用の容器に採水し、検査機関に検体を引渡しをすることになっております。検査機関では持ち帰った検体を分析し、分析結果を報告書にまとめて提出いただいております。

データのまとめ方でございますが、各所とも12回分のデータがあるわけですが、環境基準で年間統計値を表すのに75%値というものを採用します。これは、データの数を100%としたときに値の低いほうから数えて75%に当たる数値を使用しますので、12個の75%、つまり値の低いほうから9番目の数値がその年の値となるということでございます。

二つ目の2016年より本・支流の水質悪化の原因でございます。

まず、水質全体を見る限り、水質は昨年、一昨年との数値比較においては、検査場所により若干の変動はあるものの、一定の数値で推移をしていることから河川全体の水質が悪化したとは考えにくいと判断しております。

その上で2016年との比較による水質悪化の原因として考えられることですが、平群町では一部事務組合で運営をしておりました西和衛生試験センター組合の構成町となっておりますので、かつては西和衛生試験センターで水質検査を委託をしておりました。しかし、2016年10月に組合が解散されたため、それ以降の検査については民間の検査機関に委託しております。この頃に検査結果の変化が見られていることを考えると、その当時の西和衛生試験センターで使用しておりました分析機器が設置後相当の年数を経過しているものであったと記憶をしておりますので、分析機器が変わったことにより検査結果に差異が生じた可能性もあるのではないかと考えております。

また、降雨による濁水の流入など、水質前の天候なども検査結果に大きく影響しますが、先ほども答弁申し上げたように、採水は町職員で行っていることから、担当する職員が人事異動などで替わることで採水するポイントや採水方法も若干変わることや、採水作業の際に川底の泥が混入することも水質検査の結果に影響したことも考えられますので、8月の24日に採水したときは採水ポイントを変更して水質調査を行ったところでございます。その結果、水質の改善が見られたところでございます。

今後は検査結果に影響しにくい採水ポイントにおいて、採水方法や手順を見直しをし、マニュアル化することによって、水質検査の作業を安定させ、検査の正確性を期するように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

森田議員。

○ 8 番

ありがとうございます。私、鮎が生息する水質とか蛍が生息する水質について県に問い合わせいたしましたところ、鮎は水温 20℃で5日間のBODが3ミリグラム・パー・リットル以下、自然繁殖の条件としては20℃で5日間のBOD値が2ミリグラム・パー・リットル以下であることと回答を得ました。また、蛍の生息は水質だけでなく、生息する水利条件としてカワナシの生息状況等の様々の要素があるということで数値化することが難しいという回答を得ました。

それでは再質問させていただきます。

水質検査についてですが、測定は職員が河川の水を採取して、検査機関で分析しているということでございました。分かりました。それは分かるんですけども、2016年以前は西和衛生試験センターで水質検査を行っていたが、分析機器が相当古くなったので誤差が生じたということですけども、これは別の意味で問題じゃないかというふうに思うんですね。といいますのは、清掃センターの焼却ダイオキシンの測定も西和衛生試験センターで行っていたわけですね。それが私ども議会にも報告されておりましたし、住民に対しても報告させていただいていたと思いますので、これは若干別の問題があるんじゃないかと思います。これは指摘しておきます。

それとですね、マニュアル化するということで、ぜひともマニュアル化していただきまして、誰がどこで採取しても同じような条件で水質検査ができる体制を確立していただきたいというふうに思います。

それとですね、水質の悪化の件でございますが、2020年だけを見た場合ですね、生駒市からBOD3.2で入ってきた水が平群町を出るときには4.6になってるわけですね。1.4ポイント悪化してるわけでありましたが、支流の水質を見る限り櫛原川と井文字川が水質が悪いんじゃないかなと思うんですけども、特に櫛原川は私が町から頂きましたデータで見ますと、2009年は1.6ですよ。それが2020年は7.3になつとると。これは驚異的な、測り方とかそういう問題じゃないかなというふうに私は思うんですよ。その辺のところをどのように考えているのか。特に櫛原川について、どのように考えているのか。その辺のことを再答弁お願いいたします。

○ 議 長

住民福祉部長。

○ 住民福祉部長

それでは、森田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

水質検査の中で、議員のほうでいろいろ資料のほう、お述べいただきました

数値も含めてでございますが、櫛原川の水質が昨対比としても悪くなっておるというところでございます。櫛原川につきましては、これについては、先ほど申し上げました75%の数値ということで、つまり値の低いほうから9番目をその年の値としておりますが、資料の中で、当然毎月水質検査しておりますので、その値というのも我々承知をしておるところでございます。

その上で、少し私のほうも違和感といいますか、思うところがございまして、櫛原川につきましては測定 of 最大値と最小値の差なんですけども、ほかの河川とかでしたら、大体、最大値、最小値ということで3倍から4倍ぐらいの差が出ることはまれにあるんですけども、ちょっと櫛原川の場合はもう少し大きな差でございまして、約10倍程度測定によって変わってくるということもございます。それも含めて、今後の測定なり、また測定値については少し我々のほうも注視をして、測定値のほうの水質検査については確認をしてみたいというふうに考えております。

○議 長

森田議員。

○8 番

櫛原川はですね、メガソーラーのときも話が出ましたが、大釜川と合流してるんですよ。公共下水道のことでもあったんですけども、不明水が発生してるという話も出ましたんですね。先ほど言いましたように櫛原川はずっと2009年から16年まではほぼ1から2で推移してたわけなんですけども、2017年からは極端に数値が悪化してるわけですね。私はそういうことで水質の悪化がどういうものなのか、コンプラの不明水かも分からないわけですから、大釜川の数ポイント、櫛原川の数ポイントで一度測定していただけないでしょうか。その辺のことをどうでしょうか。御答弁いただけませんかでしょうか。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

森田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

櫛原川の支流含めての水質の分析というところでございます。当然、先ほど私御答弁申し上げましたように、少しここにつきましては毎月の測定値に大きな差異といいますか、ぶれがございまして、そこについてはしっかり注視をしていくということと、あと、これ、ちょっと費用のこともございますので、一定それも含めたというふうな形での御答弁とさせていただきたいと存じますが、一定そういうふうな複数の水質検査を行うことも含めた上で、少し河川についての水質については注視をしてみたいというふうに考えております。

○議 長

森田議員。

○ 8 番

ありがとうございます。櫛原川についてですが、本当に大釜川も含めてですね、メガソーラーのこともあるわけですから、これは住民生活課でやるのか、逆に言えば、下水道課でやっていただいでですね、不明水対策にもなるわけですから、これはぜひとも調査していただくことをお願いしておきます。

私は今回この質問をしましたのはですね、鮎の泳ぐ川は無理としても竜田川が蛍が乱舞するような、もっときれいにしたいということで質問しました。ぜひとも竜田川がきれいな川になり、住民の潤いの場所になることを期待いたしまして、私の一般質問をこれで終わります。

○議 長

それでは、森田議員の一般質問をこれで終わります。

午後 1 時 3 0 分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0 時 1 0 分)

再 開 (午後 1 時 3 0 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号 1 0 番、議席番号 4 番、井戸議員の質問を許可いたします。井戸議員の一般質問は選挙管理委員会への質問であります。選挙管理委員会委員長より委任を受けております選管書記の川西総務部長より答弁があるということで御理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、井戸議員の質問を許可いたします。井戸議員。

○ 4 番

お疲れさまでございます。議席番号 4 番、井戸太郎でございます。一般質問の中にコロナウイルス関係の質問が入ってございますので、矛盾しないように手短かに一般質問を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、通告に基づきまして 3 点について質問いたしたいと思います。

大きく 1 点目、新型コロナウイルス株による感染爆発、クラスターの対応について。

デルタ株の感染力は強く、日本中で大きな話題となっています。しかし、感染を抑えるにはあらゆる分野で不完全な状態だと言えます。感染者が出ても適切な対応がなされているのか、住民には情報がありません。濃厚接触者の基準もいまだにデルタ株には対応しておらず、濃厚接触にならずとも感染している現状がございます。医学的には空気感染ではないが、空気感染に近いエアロゾル状態であるのは間違いないと言われております。小さな飛沫が長時間、空気中に浮遊するというところでございます。もはや3密回避の段階ではなく、1密回避が正しいと言われております。さて、それで、さらに秋、冬と気温が下がるにつれて、湿度が下がり、ウイルス飛沫の量と時間が2倍以上、今後、空中にとどまるとされております。

日本中で感染爆発、クラスターが起こっておりますが、まだまだPCR検査へのハードルも高いです。この件は6月議会にて、いかにPCR検査を受けられないかということの説明させていただきました。また、山田議員のほうからもそういう質問がございました。今議会での一般質問では、平群町としても感染対策に努力をしていますが、その現状について確認するとともに、先々を見た、今で言いますと冬に向けてもそうですし、もう既に第6波、今は5波でございます、第6波に向けて見た今後の対策をただしたいと思っております。

小さく一つ目、県のさらなる対策、指針の早期決定要望。私が聞く限りですと、県の職員の中でも考え方の違いだとか、今この時期でありますと、刻一刻と変化しておりますので、そこはどんどん変わっていく部分、ございますので、そこに対して平群町なり、そういう一般市民向けにも発信、そういう指針を決定していただいたことを皆さんに伝えていただくということを早くということをも町から要望していただきたいということです。

二つ目です。感染を防ぐための情報発信。これは平群町の問題です。今、政府やマスコミが発信しているやり方、内容では住民の方ももう飽きてきており、通り一遍のうがい、手洗いの徹底、3密回避、マスク会食ではなかなか効果が期待できません。ですから、平群町独自の発信内容、発信方法を知恵を出し、その先へ行ってほしいと考えております。その辺をよろしくお願いいたします。

三つ目、公共施設でのエアロゾル感染対策の現状と強化予定についてお聞きします。具体的には総合体育館、放課後開放事業、文化ホール、かしのき荘など。例えばですけど、この議場もそうですね。役場含めてもそうです。私からすれば今この役場自身がもうアウトと考えております。今いる30人弱ですが、このうち誰かが感染しておれば、もう既に全員PCR検査の対象ではないかと思っております。それぐらいこのデルタ株に関しては厳しいものがあると考えております。

4 番目、こども園、小中学校の休園、休校基準、学童保育の利用基準の明確化。これは一定できているとは思いますが、確認しておきます。

5 番目、保護者への強い自粛要請。これも一定できているとは思いますが、どのような状況か確認いたします。

6 番目、重要なんですが、保護者が自粛しやすい環境整備、いろいろなプリントが配られておられるんですけども、ちょっとそこがずれているのではないかという部分もあったので、一番重要であると思われる自粛者への学力維持支援体制。これが一番自粛しやすい効果だと考えております。今、他市町村でもめている事例を挙げますと、自粛する人数を増やすため、あとはそういう自粛してもいいように授業と同時にリモートもやっているという現状が1点、そういうパターンと、今回は平群町ですとリモートは同時にやってませんので、親が熱を出して今休むという方向に進んでますけども、そこをしやすいように、どのように学力支援をつくっていただけるのかということでございます。勉強が苦手な子ども、受験生を抱えている家庭は特にこれ、重要でございます。

7 番目、各部各課をまたぐ感染対策専門チームの創設。これをぜひともよろしく願いいたします。特に学校、保育であればですね、もう既にある程度やっておられると思いますけども、教育委員会だけでは限界があります。設備の問題とかですと総務防災課なり総務部が関係してまいります。ここを密にさせていただくためには専門チームが必要なのかなと考えております。また、この議場ですね、議場でもそうです。例えばですけど、専門知識は健康保険課ですけども設備は総務防災課で、実施するにはやっぱり議会事務局、議会を通す必要がございます。ここがやっぱり協力するためには垣根を越えなければいけないのかなと考えております。そういうわけで、よろしく願いいたします。

大きく二つ目、大規模太陽光発電事業に関する条例の制定を。

平群町において大規模太陽光発電事業が次々と参入しております。ローズタウン若葉台北側、若葉台西側の約2メガワットの発電がこの9月から10月頃にかけて開始される予定であります。また、それによって協定書も作られる予定でございます。また、櫛原の広域農道北西側では、この十数倍に当たるメガワット発電事業が、皆さん御存じでありますようにありまして、森林の伐採後、県への虚偽申請により事業が停止しております。これらのことも踏まえ、平群町としても不正な太陽光発電事業には厳しく対応する必要があると考えます。そのためには今の要綱では弱く、罰則を伴う条例を定めることで、不正への抑止力になると考えております。

今議会に合わせて、私独自で条例案を作成しました。議員発議で条例制定をするつもりでございましたが、それはなぜかといいますと時期的にも急ぐ必要

があったからでございます。多くの皆さんがもう既に知っておられたかと思えます。ぎりぎりまで発議する予定でしたが、町長はじめ職員の方々、議員の方々の御意見を頂戴しまして、行政と一緒によりよい条例をつくる方向で検討することで、発議を取りやめました。様々な観点から急ぐ必要もございませぬ。できる限りいいものをつくりながら速やかに条例の制定をお願いしたいと思います。ぜひともよろしく願いいたします。

大きく3点目、公共交通の観点も踏まえ、地域別の投票率を調査し、投票所へ行けるように改善を。

平群町では日に日に高齢化が進んでおります。さきの議会において、今実際に起きている現状をお伝えしました。地域によっては坂が厳しくて行けないとあるとか、投票所までが遠いとかそういうことですね。さきの議会で話させていただきました。それからさらにまた月日が流れ、平群町に住んでいる方々が次々と選挙にさらに行けなくなっております。とある自治会では長寿会員の9割以上が投票所にもう既に行けない状態です。坂の多い地域は特にひどいです。憲法に保障されている選挙に参加できないこと。投票所まで行けない。また、これによって、地域間格差も生まれているということになっております。

しかし、平群町はこれまで地域別、自治会別、投票所までの距離による投票率の違いについて調査をしていませんでした。

そこでお聞きします。

小さく一つ。さきの議会での私の一般質問に関しまして、選挙管理委員会の方々の考えはどうなったのでしょうか。変わったり、新たな意見が出たり、その辺をお聞きします。

小さく2番目、私の一般質問後、具体的にどのような改善がなされたのか。これは一般質問が無駄に終わったのかも含めてお聞きします。

小さく3点目、地域別の投票率などの調査、投票所から一定の距離のある地域、坂の多い地域、様々な観点から考えての改善でございます。調査といえますと、近々も衆議院選挙がございますから、その際にはできるのではないかと考えております。

これ、大きく3点でございました。ぜひとも、全てにおいていい答弁をしていただけるよう、よろしく願いいたします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、井戸議員の御質問にお答えをさせていただきます。大きな1点目でございます。新型コロナデルタ株による感染爆発対応についてにお答えさせ

ていただきます。

まず、1点目の県へのさらなる対策、指針の早期決定要望についてでございます。奈良県では、令和3年8月20日の第27回奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において「新型コロナウイルス感染症対策 コロナ感染者の急増に負けない対処」が公表されました。主な内容といたしましては、一つ目といたしまして感染拡大の徹底防止、二つ目といたしましてワクチン接種を積極的に進め、感染者の発生を抑制する、3点目といたしまして、医療提供体制を堅持して重症者を出さないこと、4点目といたしまして、奈良県緊急対処措置の期間延長と内容の強化が掲げられております。奈良県においてもこのように、持続力のある対処を行うことにより、感染の収束に向けての取組が進められておるところでございます。

2点目の感染を防ぐための情報発信についてでございます。新型コロナウイルス感染防止につきましては、連日、国や奈良県からの情報媒体や、また、NHKや民間放送機関等によりますマスメディアからの報道や情報発信が連日なされておるのが現状でございます。その上で町では、毎日の防災無線を通じての放送、広報紙や町ホームページでの啓発、ポスターの掲示などを行っております。とりわけ平群町におきましては、感染予防に有効なワクチン接種の情報提供につきましては、これまでも迅速かつ丁寧な情報提供を行ってまいりました。今後も、感染防止の意識を持続していただくために、引き続き情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

総務部長。

○総務部長

私のほうからは、大きな1点目の小さな3点目、公共施設でのエアロゾル感染対策、それと、小さな7点目の感染対策専門チーム、各課にまたがる分ということで御答弁させていただきます。

まず、3点目。三つ目の部分でございますけども、エアロゾルは軽いためですね、すぐに地下に落下せず、しばらくの間、空気中を漂い続けると言われております。特に3密の状態では長時間漂い続けるものではないかとも言われており、それを吸い込むことにより感染するとされております。

エアロゾル感染予防対策としましては、今現在も職員も含め住民の皆様にも周知しておりますとおり、マスクの着用、手洗い、うがい、手指消毒、黙食、定期的な換気、共用部分の消毒の徹底により十分に感染予防できるとされております。今後、庁舎内での感染が懸念されるようであれば、職務に支障がない

程度で職員の時差出勤や在宅勤務についても検討を要するものと考えております。今後におきましても気の緩みなく、これらの点について引き続き徹底することにより、感染予防に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、小さな7点目でございます。新型コロナウイルス感染症対策におきましては、平群町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、対策本部を設置運営し、その対応に当たっておるところでございます。対策本部は町長、副町長、教育長、各部長で組織され、健康保険課、政策推進課、総務防災課が事務局となり設置運営されております。また、それぞれの各課に役割分担を付した上で横断的に機能を発揮する仕組みとなっております。議員御提案の感染対策専門チームはこの対策本部がその役割を担っており、様々な場面に応じて即座に、また柔軟に対応してるところでございます。

以上です。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、教育委員会からは4点目、5点目、6点目についてお答えいたします。

まず、4点目のこども園、小中学校の休園、休校基準、学童保育の利用基準の明確化と、5点目の保護者への強い自粛要請について、併せてお答えいたします。

令和3年8月27日付事務連絡において、文科省より「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」が示されました。学校で新型コロナの感染が確認された場合、地域の感染状況や保健所の業務等を踏まえ、迅速に対応するために、平常時から学校と保健所が連携を取り、初動体制についてあらかじめ整理しておくことが重要とされています。特に緊急事態宣言対象地域などに指定された状況下において、学校で児童・生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合に、学校における濃厚接触者の特定や臨時休業の判断に当たっての考え方について示されたものです。

教育委員会としましては、9月1日付で「2学期の学校再開と新型コロナウイルス感染防止対策についてのお願い」を小中学校の保護者の皆様に配布させていただきました。新たな変異株により若年層の感染者が増加していること、全国的には3密でない状況であってもクラスターが発生している事案も確認されていることも踏まえ、給食時の黙食を徹底することで、給食時の感染リスクを低減したいこと、発熱や咳などの風邪症状がある場合は登校を控えていただ

くこと、症状がなくなってから3日間は登校を控えていただくこと、同居家族に発熱やせきなどの症状がある場合も同居家族の症状がなくなってから3日間は登校を控えていただくことなどについて、御協力のお願いを申し上げたところでございます。

また、9月10日付で「平群町立学校の児童・生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合のガイドライン」を、保護者の皆様に配布をさせていただきました。これは周辺市町村の感染状況も考慮しながら、基本的に国のガイドラインのとおり対応してまいります。

学童の利用基準については、小中学校で学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休校となった場合には、その対応に応じて閉所の決定をまいります。

なお、こども園については、開園中であってもコロナの感染状況を踏まえ、家庭での保育が可能である場合には家庭での保育や延長保育、預かり保育の利用時間短縮にも御協力をお願いすることになります。

次に、6点目の、保護者が自粛しやすい環境整備、自粛者への学力維持支援体制についてですが、新型コロナウイルスはデルタ株への置き換わりが進み、全国的に感染者が増えており、これまでに経験したことのない感染拡大の局面を迎えています。こうした中でも持続的に児童・生徒などの教育を受ける権利を保障していくために、学校における感染及び拡大リスクを可能な限り低減した上で学校運営を継続していく必要があります、学びと感染対策の両立が課題となっています。

そこで、感染症対応やそれによる児童・生徒の出席などに当たっては、児童・生徒の心のケア、教職員のメンタルヘルス対策、やむを得ず学校に登校できない児童・生徒に対しては、ICTを活用して学習に著しい遅れが生じないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童・生徒の関係を維持していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長

井戸議員。

○4番

ありがとうございます。長々とたくさん質問いたしました。すみません。1の県については、要望していただきたいなという部分はちょっとあんまりお答えいただけなかったんですけど、その辺は現状に踏まえて、その都度その都度、徹底、なかなかやはり県も発表してても分からないものなので、本当届いてないんですよ、一般の住民さん。だから、その辺は県にも要望よろしくお願ひします。

2番目の情報発信なんです。これも提案なんですけども、防災無線でも確かに言ってるんですけど、やっぱり通り一遍なんですよね。確かにあれも少しは効果あるかもしれないですけども、もうちょっとインパクトあるもの、全てそうなんですけど、ポスター、広報、ホームページも、もう3密回避ってもうみんな聞き慣れてるので、例えばですけど、もう1密回避とかね。それぐらい厳しく言わないと、もう本当に違うんですから、マスクを着けて15分以内やったら会話しても大丈夫という時代ではなくてですね、マスク着けてても1分会話しただけで感染するという時代というか、もうデルタ株はそういう状況ですから、本当にもう別物と思って考えたほうがいいので、それに合わせてですね、奇抜なアイデアでもいいですし、その辺をぜひとも考えていただきたいなと思います。広報も普通だったら多分駄目だなと。この先を行っていただきたいと、これは要望でございます。

あと、3番目も今できてるので、いや、これは本当はできてないと思うんです。でも、なかなかできてないとも言いづらいですし、難しい。実際、じゃあ私自身がどうせえと言われてもすごく難しいので。やはりここはですね、そこを最後の7番目に当たります全てに関係してくるんですけど、対策本部というものがですね、あるんですけども、詰め切れてないのかなってまだちょっと今の答弁では、まだ、危機感がちょっと感じにくいところがあるんです。もう少し危機感を持って先へ先へ進んでいただかないと思うので、そこの答弁だけはよろしくお願いいたします。

4番、5番の子ども、それから保護者の自粛要請、これはお聞きしました。かなりきつい水準といいますか、保護者が咳しただけで子どもが事実上1週間ぐらい休むというのは確かに徹底しているのかなとは感じます。それでかかってくる6番の問題なんですよね。ここがちょっと具体的にあんまりなかったんですけども、やはりここを真剣に対策チームをつくって考えていただかないと、教育委員会から出されましたそのガイドラインの保護者向けの資料でも、部長が今答弁されたような内容を保護者の方々から聞いてるんですけど、皆さんやっぱりおんなじような意見が出まして、笑ってしまいました。突っ込みが入るんですね。これ、じゃあ、どうしたらいいのって。一番大事な学力、違うところが書いてあったんですよね。こんなん大丈夫ですよって、欠席しても不利益になりませんかとかそういうことが書いてあったんですけども、もちろん内申書という意味ではそれも大事なんですけど、一般的な学力という意味でのフォローがそのプリントには一切書いてなかったんですね。ですから、そこをどうすんのか。

I C Tを活用するっておっしゃってますが、この実験も多分なかなか、今、

学校現場ではできないと思うので、まず、そこから手の空いてる職員なりですね、インターネット使ったリモート授業って本当に難しいというのは聞いております。ここの本当に早期な研究ですね。もう時間の問題だと思います。何人か出てクラスター起こったらすぐ休校ですから、これ、もうあした起きてもおかしくないわけです。ですから、これは本当に、私が懸念するところでは例えばインターネット回線のスピードですよ。これ、他市町村でも物すごくトラブル起きてまして、有名な話なんですけども、しょっちゅう止まってしまうですよ。動画どころか切れてしまう。双方向通信のスピードが間に合わない。

簡単に説明しますと、例えば一つの小学校に来てる回線のスピードですよ。これがどれぐらい出てるのかちょっと僕も分からないんですけども、例えばこの役場ですと、早いときやったら60Mbps、そうですね、1秒間に60メガ。昼、時間帯になってきますと、周りが使うので20近くまで下がってしまいます。この60、20というのは、これが小学校に置き換えた場合、1学年2クラスが6学年やったら12クラスがもしやっていた場合、60でぎりぎり、ちょっと厳しいんじゃないかなと正直思います。さらに、4時間目あたりになりますと一気に通信量がダウンしてしまって、もうここ、一切できなくなると思います。今もしこの役場が、もちろん小学校は調べてないんで分かんないんですけど、もし役場が、ここが小学校やった場合、4時間目にはダウンをしてしまいます。

そう考えますと、結局のところ7番につながってくるんですけども、教育委員会に総務部がきっちりそこを考えて、現実に即して本格的に本部で考えていけないといけないのかなと感じております。その先ですね、さっきのことも全部含めてですけど、深くですね。

最後になります7番目なんですけども、ぜひともこれだけ答弁いただきたいんですけど、先ほどの1点とこの7番目なんですけども、再質問は、対策本部ができてることなんなんですけども、今、私が言った提案のどこまでまだ行ってきてないかなと思うんです。ですから、名前は対策本部で、もちろん専門チームとなって、メンバー的にもいいと思うので、もう少し掘り下げて進んでいただきたいと思います。そこをぜひともよろしく願いますということで、答弁をよろしく願います。

○議長

教育部長。

○教育部長

6点目の件に関して再質問いただいておりますので、お答えいたします。

I C Tを使った学校のオンライン授業、リモート授業の件でございます。このI C Tを活用した授業の件に関しましては、8月27日付で文部科学省のほうからも通知が来ております。その中で、やむを得ず学校に登校できない児童・生徒等に対するI C Tの活用等による学習指導による基本的な考え方ということで示されております。この中ではですね、I C T端末を自宅等に持ち帰り、オンラインによる朝の会や健康観察で会話する機会を確保する、I C T端末に学習課題等を配信することで自宅学習を促進したり、同時双方向のウェブ会議システムを活用して、教師と自宅をつないだ学習指導を行ったりすると、そのように書かれております。

こういった指針といいますか考え方にに基づきまして、平群町でも端末を使って、朝の会での健康観察とか、中継できる授業については教科指導の板書とか教員の説明を中継するなど、そういうことに取り組んでおります。

それと、ただちょっと議員がおっしゃいましたネットの回線スピードの件です。平群小学校、北小学校は1学年2クラスで6学年ありますので、例えば平群小学校だけを言いますと、1年生から6年生まで全て12クラスあります。仮にその12クラスが同時にそういったオンラインを使った場合ですね、やはりちょっと回線スピードが落ちるかなと思います。先ほども念のために確認しましたが、契約上ベストエフォートタイプの回線ということで、12クラスが同時に使った場合は途切れる場合があるかと、そういうことも確認しております。その辺についてはですね、当然予算の関係とか契約の関係もあるんですけども、少し研究と対策が必要かなというふうに感じております。

以上でございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

再質問で、3点目のことで公共施設の対策ということで危機感が感じられなかったという御質問いただきまして、我々もそういうことのないようにということで最後に気の緩みのないようにという答弁もさせていただいたんですけども、ウイルスにつきましては、日々、形を変えていくというふうに聞いております。その辺につきましては、県を通じましていろんな情報ですね、国からも来ますので、対策についてはそれに注視しながら、新たな対応があればすぐしていく、この議場も含めまして対応していくというふうに周知徹底、緊張して取り組みたいと思います。

それと、最後の対策チームということで、もう少し掘り下げてということで御提案いただきまして、これにつきましては、インフルエンザの行動計画の中

での対策なんですけども、いろんな各部課におきまして対応する仕事というのを与えてるわけなんですけども、その中で今言われてるデルタ株の問題であるとかそういったことにつきましても、先ほどの話とはかぶるんですが、新たな情報があればそれに対応していくというふうなことで、今日頂いた意見を頭に入れながら対応を進めてまいりたいと思います。

○議 長

井戸議員。

○4 番

ありがとうございます。ちょっときつい言い方いたしましたけど、ぜひともこれは、すごい言い方は申し訳ないけど、愛のむちみたいな感じでですね、私も提案して一生懸命頑張っていきたいと思いますので、そこはお願いいたしたいと思います。

教育については本当にね、今さっき言いましたアプリとか大事だと思います。特に親が咳してる、熱出てるというのは本当ね、学校現場で知るというのは難しいことでもありますし、自粛したくないという思いがあったら行ってしまいますから、やっぱり心配があったらどうしても行ってしまいうんですよね。だから、それはもう本当他市町村さんも悩んでいるところだと思うんですけども、ぜひ新しい知恵を絞っていただきたい。例えば今アプリも出ましたけども、配付されてる端末にそんな大したアプリが入ってないのかなと思っております。そこをどうするかってすごい難しい。アプリは結構値段もしますのです。そこも含めて、総務部とも連携していただいて、よろしくお願いいたします。

今感じられなかったと強い言い方させていただきましたけども、例えばですけど、この議場でももうぱっと見て分かるように、今この時点で、こんだけの人数がここに入ってて、定例議会があるにもかかわらず、換気扇が使えない状態なんですよね。音がうるさくて。であればですね、もうこれどう対策考えてんのかなってやっぱ思ってしまうわけです。特にここ中枢機関ですから、もし町長に感染したら、もし部長に感染したら、もし教育長になってしまうと、政治も止まってしまいますから、そう考えるとやっぱりここって重要な時間で、箱詰めになるのも分かってるわけですから、少なくとも、こんな小さいことなんですけども、これをDCモーターに替えて静かなものにするとか、マイクの精度を少しでもアップするとか、いろいろあると思うんですね。少なくともそういうことは、そういう会議の中で出てくるようなシステムというか、そういうアイデアの出し合う場面をつくっていただきたいなと思います。前向きな答弁ですので、ぜひともよろしくお願いいたします。

私のこの件については、結構でございます。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、井戸議員の大きな2点目の御質問でございます。大規模太陽光発電事業に関する条例の制定について、お答えをさせていただきます。

条例の制定につきましては、地方公共団体が自治権に基づき、国の法律とは別にその区域の一定の事務に関する定めをする自主的立法でございます。太陽光発電事業に関しましては、全国的に多くの地方公共団体が条例制定を行っているところでございます。平群町におきましても、今回の櫛原地区における太陽光発電施設建設を契機といたしまして、町全体の土地利用構想の方向性を踏まえ、用途や区域での規制、面積要件での規制、開発等の行為による規制、太陽光発電といった事業ごとの規制など、条例には様々な見方があることを精査をいたしまして、どのような条例の建て付けにするのかを関係課と協議の上、条例制定に向けて、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

井戸議員。

○4 番

前向きに条例制定に向けて検討していくということで、ありがたい答弁を頂きました。県からも近々ガイドラインをつくると聞いておりますので、それも踏まえてですね、できるだけスピード感を持って罰則を含めた条例制定をお願いしたいと思います。今の要綱というのはあくまでも議会を通してませんから、要綱というのはやっぱり両輪という意味では片輪しかないので、条例の効果というのはとても大きいと感じております。ですから、そこをよろしくお願いいたします。

また、それによってですね、実際、例えば若葉台のほうの協定書ですね。独自で結ばれる協定書ですと、そのつくった中身が遡及して反映されるようにですね、そういうふうな協定書の中身をつくると聞いております。ですから、そういう意味でも、もちろんそれは協定書がまとまればの話ですけども、遡及という意味では案外実はクリアをする可能性もございますので、着実にいいものをつくっていただいて、ぜひともよろしくお願いいたします。

申し訳ないんですが、ちょっとこの意気込みについて、町長からお言葉を頂ければと思うんですが、どうでしょうか。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、井戸議員の質問にお答えさせていただきます。

太陽光発電所につきましては、特に太陽光発電事業に関しましては、再生可能エネルギーの普及、拡大が進む中、開発に関して多くの自治体で条例制定を行っているところであります。先ほどありましたように、各自治体では条例の内容が様々であります。奈良県においてもガイドラインを策定されるというふうに予定をされております。このことから、町におきましても土地利用構想など今後の方向を踏まえた上で、関係機関や関係者と協議を行い、条例制定に向けて、前向きに取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議 長

井戸議員。

○4 番

ありがとうございます。もう町長からお言葉頂きましたので、ぜひともよろしく願いいたします。この件についてはもう結構でございます。

次、よろしく申し上げます。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、大きな3点目、公共交通の観点も踏まえ、地域別の投票率を調査し、投票所へ行けるように改善をという御質問にお答えさせていただきます。

まず、冒頭議長からありましたように、選挙管理委員会委員長より委任を受けておりますので御了解のほどお願いいたします。

では、まず一つ目の御質問にお答えいたします。先般3月議会での投票所が遠い地域へ選挙に参加できるような配慮をとの議員の御質問に関しまして選挙管理委員会の考えでございます。選挙管理委員会といたしましては、投票所に行けない方々の理由は様々で、一概に投票所への距離が直接投票率に影響を与えるとは認識しておりませんということでございます。

続きまして、二つ目の質問にお答えいたします。投票所に行くことが困難な有権者の方々の対応策として、期日前投票についてより一層周知してまいりたいと考えております。期日前投票所につきましては、平日でも投票でき、ある一定の期間も設けられておりますので、有権者の都合のつく日時において投票は可能であります。移動手段を持たない有権者には各種公共交通機関、コミュニティバスや福祉無償運送、さらには10月より運行されますドア・ツー・ドアのデマンドタクシーなどを活用いただきまして、投票所に出向いていただけ

ればと考えております。

続きまして、三つ目の御質問にお答えいたします。前回の参議院選挙、令和元年7月執行の分ですけども、での数値ではありますが、町全体の投票率が56.24%でありました。議員御提案の地域別の投票率について、投票所からの距離や坂の多い地域などの観点から調査分析した結果、その影響は乏しく、また、高齢者の投票率は働き世帯や若年者層と比しても高く、議員御指摘とは少し異なる結果を得ております。しかしながら、今後の超高齢社会を迎えるに当たり、議員御指摘の点については現段階でも課題と捉え、事前対策として検討していかなければならない事柄であると認識し、全ての有権者にとって投票しやすい環境づくりに努めてまいります。

併せまして今回、投票所を変更して初めての選挙を迎えることとなりますが、変更による課題も出てくる可能性もありますので、その課題解決も含めて円滑に投票いただける環境整備に今後も努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

井戸議員。

○4番

ちょっと答弁がばらばら過ぎてですね、1と2と3とちょっと内容が違いますね。ちょっとこれ、私としてもどう解釈していいのか分からないんですけど、まず、1番目の距離が影響していないって本当にこれ選挙管理委員会の方が言われたんですかね。それを知らないようなレベルで選挙管理委員会ってちょっとあり得ないですよ。誰が見ても分かりますやん。実際来れますか、選挙管理委員会の方々がというレベルです、その投票所に。無理やと思いますよ。

というか僕、選挙管理委員会に対して質問してるんですけども、管理委員会の委員長の委任になってますよね。僕、そういうふうな委員長の考えと委員の考えて、6人おられますけど、違う可能性もありますし、ちょっと偏る可能性もありますよね。これ、変な答弁してしまうと委員長に対しても失礼ですし、そもそも委任というのがちょっと無理ないかと思うんですけどね。だって全員に意見聞く場面をつくって聞いたのかということになってくるんですよ。今の回答ですと、じゃあ6人の方全員が距離は全然関係ないんだと言ってるのかってことになるんですよ。これちょっとあり得ないのかなと思うので、1番の回答ですね、考え方と2番の改善も実質ないということで、ちょっとこれ、おかしいんじゃないですかね。この辺、もう1回答弁をよろしくお願いします。

3が見解が違うというけど、投票率などの調査はしてないはずなんですけど、したんですか。具体的に言いますと、例えば若葉台だったら3丁目と1丁目、

それから、かしのき荘でしたら場所によって違いますよね。西向の方やったら平地です。でもちょっと距離離れてます。ほんで、かしのき荘やったらかなり遠くから来られます。菊美台やったら菊美台で4丁目の方、1丁目の方とありますよね。あれも坂ですよ。緑ヶ丘の方、5丁目の方って遠いですよね。5丁目というか5丁目に限らないですね。上のほうの方々は、ですよ。樺台も1丁目と3丁目、全然違いますよね。標高に表すと倍以上、距離も倍以上違います、北小に対して。また、竜田川団地もそうです。それぞれの地域が距離も全然違うにも関わらず、全く問題ないし、公共交通があるって言い切るのは本当おかしいと思うんですよ。調査をしてないと思うんですけど、今、調査されてるということになって、調査、もしされてるなら、その辺の違いも教えていただきたいです。

ですから、再質問といたしましては、まず、委員長にしか答え聞いてないというのは僕の中でどうなのと思いますし、委員から聞いてないということなのか本当にそうなのか。これ、重要なことですからね。もし委員6人全員がそんなこと思ってるのであれば、平群は平地と思い込んでるのと同じですからね。現状を把握してない。これ、怖いことですよ。ですから、それが本当にそうなのか、もう一度確認します。

2点目が調査をされたということなんですけど、今さっきの調査をされたのであれば、先ほどの違いですね。各地域で分かる範囲内で、少なくとも今3項目ほど、僕自身が分からない部分がございますので、その違いを教えてください。分かれば結構でございます。その2点、よろしくお願いします。

○議長

総務部長。

○総務部長

1点目の答弁の中で影響は与えていると認識していないということだったんですけど、その前に「一概に投票所への距離が」ということで、全てという言い方ではないので、2点目のほうでは、ですので、そういったいろいろ各種の公共交通機関も使って行っていただけたらということも申し上げているということでございます。

それから、投票所の調査につきましてはね、前回の参議院選挙、令和元年7月執行の分につきましては、書類は残ってございましたので、手作業ですけども数えたという数字で調査させていただきました。その点で今回お答えさせていただいてるところでございます。

議員御指摘のローズタウンということなんですけども、町全体の投票率が先ほど言いました56.24%ということで、ローズタウンだけを見ますと53.

3%という結果が出ておりました。それと、高齢者ということで65歳に絞りました、数を手作業で探りましたので、若干誤差はあるかも知れませんが、投票率との、あと65歳以上の関係なんですけども、未投票者数に占める割合ですね、これが21.9%ということで、これが65歳以上というふうな答えが出ておりました、私も実際ちょっと目で一枚一枚見たんですけども、平成生まれというんですか、若い方のほうが行かれてへん数が多いのかなというのが、今、これは感覚でございますけども、見る感じでは65歳以下の方が79%ほど投票に行かれてない。行かれてないうちの79%ぐらいが65歳以下やったというふうな、ローズタウンについては結果が出ているということでございます。

ほかについてもいろいろあるんですけども、ちょっと指摘を受けてたのがその自治会だということで、特に調べさせていただきました。一応、投票率につきましては各自治会ごとに、手作業ですけども、出したというところでございます。

以上です。

○議長

井戸議員。

○4番

一概にということで、選挙管理委員会の方が全部を否定してるわけじゃないということで、それであればまだ分かるんですけども、ただちょっと調査してる内容がちょっと現実離れしてるんで、これ、せっかくしていただいたのはありがたいんですけども、ちょっとずれてるのかなと。65というのはまだ運転できますし、平群町が何歳ぐらいから免許返納を考慮おられるのか分からないんですけども、普通80を超えたら考えようという方が多いですよ。でしたら80を基準に80歳以上の方、75歳でも後期高齢者でもいいんですけど、そこを基準にどうなのか。

私、別にローズタウンのことを言ってるわけじゃなくて、地域にまたがっております。ローズタウンはもちろん坂が長いんですけども、若葉台もそうです。菊美台も月見台じゃない、月見台もそうですけど、樺台、緑ヶ丘、さっきの菊美台、竜田川団地、全部そうですよね、坂があります。どれぐらい厳しいのかというのもあります。

ちょっと勘違いしておられるのはローズタウンはローズタウン、ローズタウンの話をしてるわけではなくて、例えば若葉台3丁目で比べたら一番上の若葉台の方なんて、もう2.何キロの坂ですよ。ずっと坂ですよ。それで公共交通ないですよ。だからそこを含めて言ってるわけです。そうですね、樺台

もわざわざ1と3と言うたのはそういうことですね。3丁目の方はないですよ、公共交通というか、行けないですよ。だからそこなんですよ。そこを実際の足で出歩いたらもう分かると思います。そこなんですよ。ですから、竜田川団地も一番上、コミュニティバス走ってるところはいいですけども、でもそうなってくるとデマンドも分かりますけど、そうなってきたら、お金を払わなきゃ選挙に行けない。ましてや実際、ほとんど行けない方が増えてくると思いますね。だからちょっと見解が違うのかなど。

これ以上お聞きしても仕方がないので、ちょっと私としてお願いしたいのがもう一度選挙管理委員会の方々、これ、委員長の意見を聞いたことになってますので、選挙管理委員会の方々にお一人一人やっぱりちょっと意見をいろいろ聞いていただいて、本当にどうなのかということを考えていただきたいのが1点、お願いというのと、若い人のほうが、それは分かります。若い人が行かないのは分かります。私が知ってる限りでも若い人行ってないのは知ってます。でも、若い人は行けるのに行かないだけというのは本人に選択肢があるんです。年配の方、特に65から70は皆さん免許返納しないので、そこを調べてもあんまり意味がないですよ。だから年代別で本来調査すべきやと思います。そういう地区に絞ってでもいいですから。地区絞ればある程度もう出てくると思います。

ただ、その地区だけじゃないですけどね。下垣内の方も距離が遠いから歩かれへんという方もおられたので、一概には言えないんですけども、今出てなかった自治会の方もそうです。光ヶ丘もそうですよね。場所によってはもう坂ですから。近いといえば坂です。だから、そういうふうに一定の基準をもって、私の意見としては一定の基準をもって、当日だけバスだけ出すとかね、西山間だけにかかわらず、そういう意見もあるんですけど、それはまず、置いときまして、今回は選挙管理委員会の方に考えていただき、お一人一人にやっぱり御意見をちゃんと聴取していただきたい。今のままやったら選挙管理委員会の方々がかわいそうな感じになってます。何かイメージ悪いです。ですから、ちゃんと御意見いろいろにお聞きしてほしいということが1点と、やっぱり基本的に先ほどの調査やってほしい。この2点をぜひともよろしくお願ひしたいんですけども、その辺よろしくお願ひします。答弁お願ひします。

○議長

総務部長。

○総務部長

いろいろと今、意見頂きまして、また、頂いた意見につきましては、選挙管理委員会の委員長をはじめとして4名おられますので、4名の方にまたお伝え

をさせていただいて、いろいろなお考えを聞きたいと思います。

調査の仕方につきましては、今、井戸議員おっしゃられたとおりですね、次の衆議院選挙もごさいます。できる範囲で意に沿うような形で数字が出るのかどうか、1回見てみたいなというふうに思います。ちなみに、今回、今調べた中で、これ、一つの自治会ばかりで怒られるかも分かりませんが、65歳以上だけでの中での未投票者ということであれば、ローズタウンにつきましては31%という状況ということをごさいます。

以上です。

○議長

井戸議員。

○4番

前向きに調査ということで、別に本当にローズタウンのことを言ってる、僕は出身ローズタウンですけど、そういうわけじゃないんで、今、年齢の件、今、沿うようにということなので、ぜひとも前向きに。本当に今の答弁だけを普通に文字に起こして聞いてみると、選挙管理委員会の方々が大丈夫かなというぐらいになっちゃいかねないのでね。私が知ってる限りではきちんとした方ばかりですので、ぜひともその辺は、この委任というのがどうなのか、ふさわしいかどうか分かりませんが、ぜひともそういうことも踏まえて前向きにね、ちょっときつい言い方しましたが、いい答弁といいますか、頑張っておられるのも、思いのほか調査もしていただいているということで、ありがたくは感じております。ぜひとも続けていただいて、効果のあるような形で平等に、平群町民平等に国政も県政も含めて対応できるようによろしく願いいたします。

というわけで、これで私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、井戸議員の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会をいたします。

(ブー)

散 会 (午後 2時24分)